

第1回 まちづくり常任委員会会議録

平成31年2月28日(木)
委 員 会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時30分)
- 2 調査事項
 - (1) 総務財政課所管
 - ① 平成31年度幌延町各会計予算(案)の概要について
 - (2) 教育委員会所管
 - ① 児童生徒学力向上支援事業について
 - ② 東ヶ丘スキー場整備事業について(※産業振興課と合同)
 - (3) 産業振興課所管
 - ① 森林整備促進事業について
 - (4) 保健福祉課所管
 - ① 幌延町自殺対策計画(案)について
 - ② 幌延町地域間格差是正に係る介護保険給付外交通費助成制度の創設について
 - (5) 住民生活課所管
 - ① 「使用済み紙おむつ燃料化事業」及び「こざくら荘ボイラー設備改修支援事業」について(※保健福祉課と合同)
 - ② 平成31年度における幌延町国民健康保険の税率等について
 - (6) 総務財政課所管
 - ② IP告知システムの更改について
 - (7) 建設管理課所管
 - ① 名林公園等の樹木診断結果について
 - ② 下平橋橋梁点検結果について
- 3 その他
 - ① 東ヶ丘スキー場整備事業について(保留にしていた質問の回答)
- 4 閉会宣告(16時00分)

○出席委員(8名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	4番	無量谷隆
委員	1番	富樫直敏
委員	2番	西澤裕之
委員	5番	鷲見悟
委員	6番	吉原哲男
委員	7番	高橋秀之
委員	8番	植村敦

○出席説明員

町 長 野々村 仁
副 町 長 岩 川 実 樹
教 育 長 木 澤 瑞 浩

総務財政課長 飯 田 忠 彦
教 育 次 長 伊 藤 一 男
産 業 振 興 課 長 山 本 基 継
保 健 福 祉 課 長 早 坂 敦
保健センター所長 植 村 美佐子
住 民 生 活 課 長 藤 井 和 之
建 設 管 理 課 長 島 田 幸 司

総務学校G主幹 古 草 勝
社会教育G主幹 戸 川 誠 二
企画振興G主幹 角 山 隆 一
戸籍福祉G主幹 村 上 貴 紀
生活環境G主幹 山 下 智 昭
総 務 G 主 幹 伊 藤 崇
建設管理課技術長 植 村 光 弘

財 政 係 長 渡 邊 智 民
農 村 整 備 係 長 桜 井 丈 久
公 園 住 宅 係 長 多 田 純 司
土 木 係 長 若 杉 忍

戸籍福祉G主任 清 水 和 也

企画振興G主事 菅 原 巧
税務保険G主事 植 村 瞭 平
管 理 G 主 事 藤 原 潤

○議会事務局出席者

事 務 局 長 藤 田 秀 紀
主 事 満 保 希 来

齋賀委員長

平成31年第1回まちづくり常任委員会。本日の委員は。全員出席しておりますので、報告します。

開会に先立ちまして、野々村町長より一言ご挨拶をいただきます。

野々村町長

皆さんおはようございます。

31年の第1回まちづくり常任委員会ご参集いただきましてありがとうございます。

先ほども、局長のほうからお話がございましたとおり、11件の案件が今日審議をいただくところでもございます。スムーズな進行をしていただきながら、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

予算の関係に関する事ばかりではなく、いろいろな情報も提供も含んでございますので、よろしくお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは、調査事項に入っていきたいと思っております。式次第のとおり上から順番に行っていきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

それでは1つ目、総務財政課所管、平成31年度幌延町各会計予算案の概要についての説明を求めたいと思っております。

飯田総務財政課長

平成31年度幌延町各会計予算(案)の概要につきまして、総務財政課長より、ご説明申し上げます。お手元に配布の各会計予算説明資料をご覧ください。

2ページをお開きください。

上の表1、各会計別当初予算総括表をご覧ください。

平成31年度から診療所特別会計は、国民健康保険診療所に移管するため、普通会計から特別会計の区分に変更となり、順番は国民健康保険特別会計の下に移動していますので、ご承知ください。

それでは、平成31年度幌延町各会計の予算額ですが、合計で62億3,005万円です。前年度当初予算対比3億6,376万6千円、5.5%の減です。

一般会計の予算額は、50億1,500万円で、前年度当初予算対比3億4,500万円、6.4%の減です。

下の表2、当初・繰越予算の状況をご覧ください。平成30年度一般会計予算の繰越明許費を3月定例会に提案します補正予算において7,425万円を設定予定で、平成31年度へ繰越となります。

この繰越を合わせますと、一般会計の合計は50億8,925万円、全会計の合計は63億430万円の予算規模となります。

次に一般会計予算の主な増減について、説明いたします。

始めに歳入ですが、9ページをお開きください。

上の表1の1、歳入款別予算額の内訳の右側の増減欄をご覧ください。

1款町税では、2,217万6千円、3.5%の減となっておりますが、償却資産に係る固定

資産税の減少が要因です。

7 款自動車取得税交付金では600万円、37.5%の減で、消費税率の引上げに伴い10月1日で自動車取得税が廃止されることによる減額です。

8 款環境性能割交付金は、平成31年10月から自動車税に環境性能割が導入され、これを財源とする新たな交付金で600万円の計上です。

10 款地方交付税では2千万円、0.9%の増で、予算額は21億6千万円を計上しています。うち、普通交付税では前年度当初予算と同額の19億4千万円を計上、特別交付税は交付実績を勘案し2千万円を増額し、2億2千万円の計上です。

14 款国庫支出金では、2,895万5千円、11.3%の増で、主な増減としては、建設機械整備事業の増加などで社会資本整備総合交付金2,837万2千円の増、国民年金事務費299万4千円の減と、新たな事業として、参議院議員選挙費303万1千円の計上です。

次に15 款道支出金では、1,226万1千円、5.4%の減で、主な増減としては、地域づくり総合交付金386万円の増、電源立地地域対策交付金208万2千円の増と、事業の完了により、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業1,893万5千円の減です。

18 款繰入金では2,659万円、6.5%の減で、主な増減としては、財政調整基金2,110万円の減、ふるさと創生基金3,207万円の減、公共施設等整備基金3,300万円の増です。

20 款諸収入では、3億2,788万3千円、81.5%の減で、大幅な減額になっています。主な増減としては、事業の完了により、受託事業収入で幌延西部地区草地畜産基盤整備事業3億2,085万円、水道管移設事業832万6千円の減です。

21 款町債では1,040万円、1.2%の減で、主な増減としては、町道幌延下沼線道路改良事業5,490万円の増、上幌延開進地区道管畑地帯総合整備事業1,920万円の減、町道問寒中間寒線道路改良事業2,210万円の減と、新たな事業としてIP告知システム更改事業1億7,820万円、問寒別除雪センター4,160万円、東ヶ丘スキー場整備事業3,480万円を計上しています。また、事業の完了により医療技術職員住宅整備事業1億30万円、ふるさとの森森林公園改修事業7,560万円、町道中間寒1号線橋梁新設事業5,170万円の減です。

次に歳出ですが、14ページをお開きください。

上の表1の1、歳出款別予算額の内訳の増減欄をご覧ください。

議会費では、329万7千円、6.9%の増で、主な増減としては、議員報酬の改定により254万6千円の増と、新たに議事録作成支援システム使用56万7千円の計上です。

2 款総務費では2億2,467万1千円、36.0%の増で、主な増減としては、退職手当組合の3年に一度の精算負担金3,174万1千円の増、遠別民放ラジオ中継局管理負担金1,757万6千円の減と、新たな事業として、OA機器等更新事業5,875万7千円、IP告知システム更改事業1億7,828万8千円、第6次幌延町総合計画策定事業605万円を計上しています。また、事業の完了によりホームページサーバー更改事業1,101万6千円、開基120年記念関係事業1,211万2千円、戸籍住民基本台帳関係システムの機器更改業務1,149万6千円の減です。

3 款民生費では、1億5,961万5千円、29.2%の増で、主な増減としては、こざくら荘支援事業556万3千円の減、介護保険特別会計繰出金452万2千円の減と、新たな

事業として、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業1,098万8千円、町立診療所が国民健康保険診療所に移管したことで、特別会計繰出金が衛生費から民生費に移動し1億8,158万2千円の計上です。また、事業の完了によりグループホームスプリンクラー設置支援事業1,153万5千円の減となっています。

4款衛生費では、2億9,948万円、49.9%の減で、主な増減としては、一般廃棄物処理施設整備事業の増加により、西天北5町衛生施設組合負担金1,348万2千円の増と、診療所特別会計繰出金が民生費へ移動したことにより2億9,222万円の減、町立歯科診療所運営事業599万5千円の減です。

6款農林水産業費では4億207万8千円、44.1%の減と、大幅な減額になっています。主な増減としては、酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業補助金3千万円の減、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業3億2,085万円の減、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業2,414万3千円の減、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業1,915万2千円の減です。また、新たな事業として、農業振興整備計画策定事業425万7千円を計上しています。

7款商工費では、919万2千円、6.2%の増で、主な増減としては、新たな事業として、食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業495万円、トナカイ観光牧場外構補修事業335万5千円、幌延町・豊富町広域観光促進事業100万円を計上しています。

8款土木費では、3,205万7千円、4.1%の減で、主な増減としては、建設機械整備事業1,766万9千円の増、道路改良事業の町道幌延下沼線5,481万3千円の増、問寒中間寒線2,237万6千円の減と、橋梁維持補修事業2,904万2千円の減、橋梁長寿命化改修事業1,900万6千円の減です。新たな事業として、問寒別除雪センター整備事業4,189万6千円、橋梁長寿命化計画策定事業762万3千円、公営住宅長寿命化改修事業1,998万円を計上しています。また、事業の完了により、町道中間寒1号線橋梁新設事業5,374万6千円、ふるさとの森森林公園改修事業8,365万4千円の減です。

9款消防費では、2,166万9千円、10.7%の減で、主な増減としては、北留萌消防組合負担金1,944万8千円の減と、Jアラートシステム更改事業の完了により297万円の減です。

10款教育費では、6,742万5千円、19.4%の増で、主な増減としては、総合スポーツ公園改修事業777万6千円の増、小学校と中学校の情報通信機器等整備事業937万8千円の減、新たな事として、問寒別小中学校改修事業1,857万6千円、東ヶ丘スキー場整備事業3,725万6千円、中間寒の地区体育館解体事業766万8千円を計上しています。また、事業の完了により金田心象美術館改修事業298万円の減です。

11款災害復旧費では、1,347万2千円の増で、新たな事業として、林道南幌延線と上幌延線の林道災害復旧事業による増です。

12款公債費では、6,738万8千円、6.0%の減で、元金6,357万8千円の減、利子3,81万円の減で、町債の借入残高の減少により減額になっています。

以上が歳出の主な増減です。

19ページをお開きください。(6)町債の発行事業です。

一般会計の町債の平成30年度末現在高は、37億3,672万4千円の見込みで、平成31年度の発行見込額は8億2,780万円、償還元金は10億4,754万7千円で、31

年度末現在高は35億1,697万7千円になる見込みです。

20ページをお開きください。(7)基金積立・取崩額及び充当事業です。

一般会計が所管する基金の平成30年度末現在高の合計は50億8,870万円の見込みで、平成31年度の積立額は9,420万8千円、取崩額は3億8,003万円で、31年度末の基金現在高の合計は48億287万8千円になる見込みです。

取り崩しの主な基金は、財政調整基金4,430万円、減債基金1億980万円、ふるさと創生基金7,495万円、エネルギー施策等振興基金3,028万円、公共施設等整備基金1億210万円です。取り崩しは、町債の繰上償還や地方創生事業、公共施設等の整備・補修事業等の財源になります。ここ数年、基金に依存した予算になっていますので、将来を見据えた、健全な財政運営に努めてまいります。

25ページから31ページは主な事業の概要と繰越事業の概要を掲載し、32ページの表は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業を再掲し、まとめた表になります。33ページからは、特別会計予算の概要を掲載しています。冒頭でも申し上げましたが、平成31年度からは国民健康保険特別会計が1番目になり、診療所特別会計はその次に順番を変更しています。

それでは国民健康保険特別会計ですが、(1)歳入歳出 款別予算額の内訳をご覧ください。

予算額3億828万5千円で、前年度との増減は6,189万2千円、25.1%の増です。主な増減としては、歳入では、国民健康保険税で1,333万6千円の減、道支出金では普通交付金と、新たに国保診療所の運営費補助に係る特別調整交付金の増加などで5,627万8千円の増、繰越金1,678万6千円の増です。

歳出では、総務費で連合会負担金の増加などにより200万8千円の増、保険給付費3,724万8千円の増、北海道に保険料として納める国民健康保険事業費納付金331万円の増、諸支出金で診療所特別会計への新たな繰出金などにより820万3千円の増、予備費1,430万9千円の増です。

次に、34ページの国民健康保険診療所特別会計ですが、予算額は3億2,348万8千円で、前年度との増減は9,728万円、23.1%の減です。主な増減としては、歳入では、入院料で50万8千円、外来診察料で73万9千円の微増です。繰入金で医療技術職員住宅整備事業の完了などにより9,912万1千円の減です。

歳出では、診療所人件費282万1千円の減、診療所業務費398万8千円の増と、事業の完了により医療技術職員住宅整備事業1億43万6千円の減です。

35ページの後期高齢者医療特別会計ですが、予算額5,249万3千円で、前年度との増減は540万3千円、9.3%の減です。主な増減としては、歳入では、後期高齢者医療保険料72万8千円の増、繰入金で総合行政システム機器更改の完了などにより613万1千円の減です。

歳出では、総務費で総合行政システム機器更改の完了などにより427万4千円の減、後期高齢者医療広域連合納付金112万9千円の減です。

次に36ページの介護保険特別会計ですが、保険事業勘定は、予算額2億4,697万5千円で、前年度との増減は1,441万3千円、5.5%の減です。主な増減としては、歳入では、保険料135万6千円の増、保険給付費等の減少により国庫支出金、支払基金交付金、

道支出金の減、繰入金で総合行政システム機器更改の完了と保険給付費の減少などにより1,064万6千円の減と、繰越金200万円の増です。

歳出では、総務費で総合行政システム機器更改の完了などにより437万3千円の減、保険給付費1,025万1千円の減です。

37ページの介護サービス事業勘定は、予算額854万6千円で、前年度との増減は33万1千円、4.0%の増です。主な増減としては、歳入では、サービス収入でサービス計画の作成件数の増加により110万9千円の増、繰入金77万8千円の減です。

歳出では、総務費で人件費の増加により15万4千円の増、事業費で地域包括支援システム借上料の増などにより17万7千円の増です。

介護保険特別会計の予算総額は2億5,552万1千円、前年度との増減は1,408万2千円、5.2%の減となります。

次に38ページの簡易水道事業特別会計ですが、予算額5,060万8千円で、前年度との増減は179万円、3.7%の増です。主な増減としては、歳入では、使用料及び手数料で水道使用料の増加により120万5千円の増、諸収入で受託事業収入の増加により43万8千円の増です。

歳出では、水道管理費で水道メーター器取替の増加などにより469万1千円の増、水道整備費で水道施設基本計画業務の完了により250万4千円の減です。

39ページの下水道事業特別会計ですが、予算額2億2,465万5千円で、前年度との増減は3,431万7千円、18.0%の増です。主な増減としては、歳入では、国庫支出金で社会資本整備総合交付金の増加により800万円の増、繰入金1,851万2千円の増、町債760万円の増です。

歳出では、施設管理費でストックマネジメント計画と公共下水道事業計画変更業務、非常用発電機の整備により2,396万1千円の増、施設整備費で下水道施設改修事業の増加により1,551万3千円の増です。

以上で、平成31年度幌延町各会計予算の概要についての説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明がありました、平成31年度の幌延町各会計予算案の概要について今、何か特別お聞きしたいことがありましたら、手を上げて、指名をされてから発言をしてください。

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

それでは、本会議にて、質疑応答よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、平成31年度幌延町各会計予算案の概要について閉じたいと思います。それでは、引き続き会議を行います。

調査事項2番目、教育委員会所管、1つ目として児童生徒学力向上支援事業について説明を求めたいと思います。

伊藤教育次長

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしている資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。

児童生徒学力向上支援事業ということで、31年度から実施したいと考えている事業でございます。

事業の趣旨につきましては、児童生徒の学習意欲の向上と、基礎的、基本的な知識技術の確実な定着を図ること及び子育て支援の一環として、保護者負担の軽減を目的に、全ての学力の基礎となる漢字と国際化社会の基礎となる英語に関する検定の受験料に対し、その全部または一部を助成するという、趣旨になっております。

助成の対象となる検定につきましては、1つ目として、漢字検定。いわゆる漢検と言われているものです。日本漢字能力検定というものです。それから2つ目が英語検定。英検と言われている実用英語技能検定。この2つとなっております。

助成の対象者につきましては、幌延町立学校に在籍している小学生及び中学生。上記の漢字検定または英語検定を受検した者の保護者に対して、助成を行うということにしております。各検定ともに3級を助成対象の上限としております。

3級というのは、各検定とも中学校の卒業する段階でとれるレベルのものということで、3級を上限とした助成としております。

表1のほうにつきましては、各検定における過去3年の受験者種数ということで載せてございます。漢検につきましては、平成29年度実績で43.5%受検しております。英語検定につきましては、平成29年度実績で20.8%という受験率になっているところです。

裏面をごらんください。

助成の回数につきましてはですが、助成対象者1人につき、各検定、年度内1回ということで限定しております。もし2回目受験される場合については、自己負担という形になろうかと思っております。

5点目、助成の方法及び助成額の算定なんですけれども、31年度の児童生徒数をもとに算定しております。漢検につきましては、年間1回限り各級一律千円の助成という制度設計となっております。先ほど申しましたとおり、3級を上限としております。こちら中学校卒業程度レベルの評価といういうことになっております。現在、先ほども表1のほうに載ってましたけれども、43%程度の受験率ということで、70%程度は受けてもらえればなということ設定したところです。

次に、英検のほうです。英検につきましても、年間1回限りの受験ということで、こちらのほうについては全額助成を検討しているところです。こちらも3級を上限とした設定となっております。ただ、英検につきましては、高校入試それから今後行われる大学入試制度改革を踏まえまして、受験率100%ということで設定しております。3級をとって、幌延を巣立っていつてもらえるようなことで考えているところです。

こちらのほうへ合わせまして、予算は35万8,900円程度の見込みとなっております。実施要綱等につきましては、3月に制定して、4月1日から運用ということで考えているところです。以上、簡単ですけれども説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

只今の児童生徒学力向上支援事業について、委員皆さんから、質疑を受けたいと思っております。意見のある方は、指名を受けてから発言してください。

西澤委員

昨日ですが、幌延小学校で漢検が行われたと思うんですけれども、漢検、英検とも会場は幌延町内で実施できるんでしょうか。

伊藤教育次長

こちらの料金設定につきましてもそうなんですけれども、準会場ということで、幌延会場で受けた場合の受験料を想定しております。

あくまでも、幌延町の学校での受験に対しての助成を考えているところです。

西澤委員

3級を助成の上限に設定したのは、3級が中学校卒業程度が3級ということで、設定しているのですが、児童生徒の学習意欲やのレベルを上げるとかというのをするのであれば、3級とかで止めるのではなくて、どんどんチャレンジしていってくれる子どもがいてもおかしくないのかなと思うんですけれど、その助成してあげるっていう考えはあるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

伊藤教育次長

委員のおっしゃることもあれなんですけれども、一応、中学校卒業レベルということで考えておりました。それ以上受けたい子については、自己負担という形にはなろうかと思うんですけれども、自己研さんという形の中でやってもらえるような協働のまちづくりという観点からもですね、その辺で3級を上限っていうことで考えていたところです。

西澤委員

その辺は、今後、支援、31年度が初めての事業になるので、その推移を見てです今後検討していただければというふうに思います。

もう1点なんですけれど、英語検定についてですが、検定には、ヒアリングがあると思うんですけれど、それでも幌延町内で英検を実施できるんでしょうか。

伊藤教育次長

漢検については、おっしゃるとおりです。

今後の推移を見ながら、他町村では、一般の方も助成しているところもありますので、その辺は今後検討していければなと考えているところです。

それから、英検につきましては、1次試験が準会場っていうことなものですから、5級4級については、2次試験がないので、ここで終わるんですけれども、3級以上については、2次試験がありまして、2次試験は、どうしてもこの辺ですと稚内大谷が試験会場になるということで、その部分については申しわけないんですけれども、自己負担でという形になるのかと思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋委員

漢字検定って受験料いくらですか。

伊藤教育次長

漢字検定につきましては、8級から10級が1500円、5級から7級で2千円、3級4級だと2,500円という形になりますので、8級から10級、1、2年生程度ですと500円で受験ができるということになります。

高橋委員。

漢字検定が一律千円の助成であって、英検の場合は、全額の3,900円補助するという
ことになっているんだけど、これは、受験率が低いから、全額ということで、漢字検定の場
合は、ある程度、受験率が4割ちょっといっているの、千円ってなっているということだ
すか。この漢字検定も全額補助ということにならないのですか。

伊藤教育次長

委員おっしゃられることもあれなんですけれども、英検については、高校入試それから大
学の今度新しくなる共通テストでも必修というかですね、外部の英検も取り入れるというこ
とで、進学等にもかかわってくるものですから、こちらのほうをちょっと手厚くというかさ
せていただければということで、考えてます。

文科省のほうでは高校卒業段階で、英検2級から準1級を取得させるっていうことで目標
を掲げてますので、中学校段階ではやっぱり3級をとっとかないと、高校進学してから厳し
いということもありますので、そちらのほうは、ほぼ全員が3級をとって、卒業できるよ
うな形をとりたいということで、英検のほうは手厚くというかですね、ぜひとっていただいて
卒業していただければと考えているところです。

漢検については、中学校卒業レベルでということと委員おっしゃられたとおり、既に5
0%近い受験率ございますので、その辺で、金額の差をつけたという形になります。

斎賀委員長

ほかに発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、児童生徒学力向上支援事業についてはこれで閉じさせていただきたい
と思います。よろしくお願いします。

委員の皆さん、執行部の皆さんその場で休んでください。

(11時12分 休 憩)

(11時15分 開 議)

それでは、休憩閉じて会議を再開したいと思います。

続きまして、教育委員会所管は東ヶ丘スキー場整備事業について、産業振興課と一緒に
行いたいと思います。この件について説明をお願いします。

岩川副町長

「東ヶ丘スキー場整備事業」について、教育委員会と産業振興課の所管に係る案件です
ので、前段の説明を副町長から、後段の説明については、各課から説明させていただきます。

かねてから要望が多かった「共進会場のトイレ改修・水洗化」につきましては、庁内各部
署において縷々検討を行い、町長が2期目の公約において「スキー場のトイレ改修」方針を
示され、新年度事業として進められるよう検討してまいりました。

その結果、施設を快適に利用していただけるよう、トイレの水洗化はもとより、現管理棟
全体を改修することといたしました。また、施設の改修と管理につきましては、冬期間にお
けるスキー場ロッジとしての利用が多いことや、財政的な面を考慮して、「東ヶ丘スキー場
管理棟」として改修し、教育委員会が所管することといたしました。

ただし、所管が変わったからと言って、今までの利用が制限されるとかではなく、できる
限り今まで通りの利用に配慮してまいりたいと考えてございますので、ご理解をお願いいた

します。

なお、共進会場管理棟廃止手続きの説明は産業振興課から、スキー場管理棟の改修内容は教育委員会から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

山本産業振興課長

産業共進会場の今、副町長とダブるんですけども、幌延町産業共進会場は、昭和61年6月、畜産の振興と併せて地域の振興を図るために設置された施設です。設置にあたっては、乳牛繫留施設やショーリングの整備に加え、事務室や研修室を備えた管理棟を整備しました。そのうちの管理棟については、昭和54年に建築され、本年で40年目を迎えます。耐用年数(30年)を超え、老朽化が進んでいると共に、現在の耐震基準を満たしていない状況であることから、今後も長期にわたって使用するためには、耐震補強を含めた大規模改修を行う必要がありました。

老朽化が進んでいる管理棟については、これまで、外壁の全面修繕を行った他、トイレの水洗化についても検討を進めておりましたが、設置場所が市街地に近く、費用の面からも施設改修による水洗化より、移転も考慮した検討を行う必要があったことから、便座のみ、和式から洋式へ変更する改修を実施しております。

その後、平成29年及び平成30年に開催された子ども議会において、狭くて臭い等の理由により、水洗化への改修要望があったことから、再び検討を開始しました。検討の結果、管理棟の利用は、主たる目的による利用よりも、個人や各種団体等の懇親会やスキー場ロッジとしての利用の方が多かったことから、スキー場ロッジとして耐震化や水洗化を図る改修を進めることとしました。

そのため、3月11日開会の第1回幌延町議会定例会において、幌延町産業共進会場条例の一部を改正し、使用料を徴収する施設から管理棟を除く条例を提案することとしました。なお、条例の施行期日は附則により、毎年度、幌延町ホルスタイン改良同志会が実施するホルスタインショー開催後の平成31年6月1日としております。

6月1日以後における管理棟の改修や、改修後のスキー場ロッジの所管は教育委員会となりますが、管理棟以外の乳牛繫留施設やショーリングは、共進会場施設としてこれまでどおり産業振興課において管理を続け、今後も乳牛改良研さんの場として、本町酪農の振興等に寄与していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

伊藤教育次長

それでは施設の関係について、お手元に配付しております資料に基づいてご説明させていただきます。

改修前の図面と改修後の図面もお配りしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

事業名につきましては、東ヶ丘スキー場整備事業です。整備カ所については、東ヶ丘スキー場管理棟建設工事で3300万円、シングルリフト緊張用威圧シリンダー更新で165万2千円、山頂ステージ修繕で76万4千円となっております。

東ヶ丘スキー場管理棟の建設工事の概要をご説明いたします。

建設位置それから延床面積については、記載のとおりとなっております。構造は木造平屋建てで、現在の幌延町共進会場の管理棟を改修します。工事計画期間については、平成31年6月から11月を予定しているところです。図面のほうを見ていただければと思います。

屋根については、全面葺き替えとします。壁等は、外壁については、全面張りかえすると共に窓ガラスだった部分を5カ所から3カ所に減らして、減らした部分を壁に変更する形になります。出入口については、2カ所設置ということで考えてます。冬季間の利用事には、風除室がある所からの出入り。それから、右側の出入口については夏場の利用を予定しているところです。

現在出入口正面には、シャッターを設置しておりますが、全面撤去という形になります。

トイレについては、水洗化ということで考えております。現在、トイレ位置は図面の左側、下のところになっておりますけれども、新しいところについては、逆側の和室があった場所ということでトイレを設置する予定になります。トイレの個数につきましては、男子トイレが、小便器1大便器1、それから女子のほうは、2カ所としております。冬季利用を考慮してスペースを広めにと考えております。

あわせて管理人室なんですけれども、こちらのほうも今、左側にありますけれども、右側のほうに移りまして、今まで、和室があったところを改造して、管理人室をつくるという形になります。

暖房につきましては、休憩室と管理人室にFFストーブを新たに設置するという形になります。

それから旧トイレについては、左側の部分ですね、屋外からのみ出入りできる形とした物置として利用します。

現在、管理室になってる部分については、内側から入れる物置部分という形で考えております。

利用形態等ということで資料のほうに戻っていただきまして、現在、共進会場管理棟と変わらず、今後も個人団体に貸し出しを予定しているところです。参考までに28年度から30年度の利用状況ということで載せてございます。各団体の懇親会がやはり多いという状況になっております。この利用状況は、スキー場のロッジとしての利用人数はカウントしておりません。

新施設については、社会教育施設という形になりますので、減免規則等も新たに設けて、今までと同じような使い方を考えているところです。以上簡単ですけれども説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの案件について、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

富樫委員

この度、開設することによって、合併浄化槽を設置することになるんですか。

伊藤教育次長

下水道を繋ぎます。

それで、トイレの位置を逆側に持って行って、道路センターのどこまで、下水道管が来ますので、そこから下水道を繋ぐような形になります。

無量谷委員。

各団体がね、非常に多い状況の中で、その中で一応、子どもも参加した集まっていうか、団体親睦会が多くあったと思うんですけど、その中で、以前は展示室という形で、小上がり

みたいな形のところもあったんですけど、今回、そういうのがなんか撤去されているような状況なんで、これはある程度、子どもを遊ばせるっていうか、飽きないような施設になってないんでないかな。

だから物置の一つをね、今までの展示室っていうか、小上がりのような形にしたらどうかなっていう感じしているんですけど、そのへん考える余地ないのかな。

伊藤教育次長

委員おっしゃられるとおり、和室の部分があったんですけども、こちらのほうの押さえとしては、和室の部分については、それほどの利用がなかったんじゃないかという押さえもありまして。

ただ、物置部分が広過ぎるというような、その部分をついていうところなんですけども、こちらのほうにつきましても、休憩場のところに積んであるテーブルとかいすとかを収納するスペースとかも必要だったので、その部分が今度なくなりますので、今までよりは、広く使えるかなっていう部分もありまして、あえて和室は設置しないようなことで設計をしました。

物置のほうに畳をおかしてもらって、小上がりではないんですけども、子どもが遊べるようなスペースもつくれるようなことで一応対応を考えたということなんですけれども、よろしく願いいたします。

無量谷委員。

そうすると、この物置の一つは、ある程度、子どもも遊べるよう施設も置くってことで確認していいんですか。それとも、物置のひとつを外から入れれるというのを、ある程度中から両方から入るような形にやれば、今言われた椅子、テーブルがこの中に入るのではないかなと言う感じがするんですけど。それほど、ものを入れて置くようなものが、今まで、テーブル、いす等があっただけで、こんな二つも物置として、必要いらんんじゃないかなっていう感じがしたんで、ある程度、子どものスペースというか、今、何て言うんですか、靴をぬいて、くつろげるような形のものが必要でないのかな、あるいは、ロジとしてなら、着替えするような形になると、靴を脱いで、着替えする場所があってもいいんでないのかなという感じがしたんで、ある程度この一室をそういうようなものに使えたらどうかなという感じなんですけども。

伊藤教育次長

畳の関係なんですけれども、物置のほうにおいといて、必要なときに出してきて、休憩室に敷いて使うということです。畳を敷いとくわけではないです。畳を物置においといて、使う時に休憩室で敷くというようなことです。

あと、靴を脱いで上がれるようなところということでご意見をいただきましたのでちょっと検討させていただきます、

物置2につきましても、外で使うものを主に入れるような想定で考えてます。

斎賀委員長

皆さんその場で休んで、休憩してください。

(11時28分 休 憩)

(11時32分 開 議)

では休憩を解いて会議を再開します。

伊藤教育次長

今ご指摘の和室の小上がりの部分なんですけれども、設計金額の中でやりくりできるかどうかも含めてですね、ちょっと検討したいと思っておりますので、可能であれば、そのようなことで考えたいと思いますのでよろしく願いいたします。

無量谷委員。

できれば、実現していただいて、小上がり程度の感じで、ウェアなどの着替えの場所として利用してほしいなと思います。

それと、この道路側にFFストーブが設置されるんだけど、屋根の改修とか屋根の向きはそのままやるんでしょう。そうすると今、以前に言われたように、道路側に雪が大量に落ちるといふ観点から、FFストーブつけると雪の下敷きになってしまうのかなという感じがするんですけども。その辺の感じとして、屋根の改修の形を変えるのか、あるいは、FFストーブを違うところにつけるのか、その辺、検討する余地があるのではなかなあという感じがするんですけど。

伊藤教育次長

FFストーブということで、屋根の雪等の心配ということでご意見いただきました。その辺も十分検討しながら、障害にならないような形で考えていければと思っております。こちらから設計のほうと相談しながら、不都合生じないような形で考えていければと思います。よろしく願いいたします。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようでしたら、設計等、図面のほうも物置等、裏の屋根の勾配とかは、再度、委員会のほうに報告いただきたいと思います。よろしく願いします。

以上をもちまして東が丘スキー場整備事業についてはこれで閉じたいと思います。

産業振興課所管まで皆さんその場で休憩してください。

(11時35分 休憩)

(11時40分 開議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

続きまして、産業振興課所管の森林整備促進事業についての説明を求めたいと思います。

桜井林政係長

それでは、森林整備促進事業についてご説明させていただきます。

この事業につきましては、平成31年度の新年度予算で新規ということで、予算案ということで、計上させていただいております。

事業の目的なんですけれども、今の森林環境譲与税ということで、国のほうで、今審議しております。まだ決定ではないなんですけれども、これに関連する事業を今回、上げております。

それで、事業の目的なんですけれども、森林法の改正によってですね、それぞれ国なり道が行っていた事業を町が今行っていると。森林計画ですとか、伐採届ですとか、それから、種々森林計画の申請認定等を、町が行っているということです。この業務が多忙になっていることと、どこの町村もそうなんですけれども、職員が長期にわたって林政に携わる職員が専門にないということで、国のほうが地域林政アドバイザーという制度を作っております。

これについては、それぞれ専門の林政にかかわる人に対する支援ということで、制度をつくっておりますので、それを活用して、平成31年度に、町も地域林政アドバイザーを執行していきたいというふうに思っております。

それともう一つ、これも、森林環境譲与税が決まれば、活用する事業なんですけども。民有林の整備事業がなかなか進まないということで、その民有林の整備に当たって、山林の現況ですとか、境界ですとか、それらの調査を行って、森林の整備を進めていこうということで、1番の事業目的に書いてございます。

2番目の実施する業務の内容ですけれども、地域森林アドバイザーということなんですけども、一応要件がありまして、それぞれ各資格または研修に携わった者が、そのアドバイザーになるということになります。いろいろ研修の内容とか、それから、もしその資格がなければ、地域にいるもので研修を受けてアドバイザーにもなれるということになっております。そのアドバイザーが何をやるかということなんですけども、2番目のイのほうに、業務内容ということで、それぞれ網羅させていただいております。林政の一般的な業務なんですけども、伐採だとか造林の指導・監督補助、先ほど言いました森林計画の認定支援業務等々を行う内容になっております。あくまでも、町の林政業務を支援するような形のアドバイザーになろうかなというふうに思っております。

それで、2番目のウのほうに予算の内容ですけども。これにつきましては、アドバイザーにかかる費用ということで、共済費から賃金、旅費、これは研修旅費なんですけども、これらを計上してございます。

2ページ目の民有林研究調査業務なんですけども。これにつきましては、先ほど言いました境界の確認、それから森林の現況、森林整備の実施計画の策定を行う事をそれぞれ業務委託で行いたいなというふうに思っております。これにつきましても、イの予算の内容ですけれども、調査費で150万を予算計上させていただいております。

3番目の財源の内訳なんですけども、地域森林アドバイザーにつきましては、地方財政措置が講ずられることになっておりまして、それに係る地方財政措置率が人件費に対して0.7、上限が350万ということで、交付税の算入の対象になっております。それで、今回の予算の中では、140万が交付税算入の予定になります。

それからイの森林環境譲与税ですけども、これにつきましては、まだ国のほうで税制法案の審議をしておりますので、詳細にわたっての要領が定まっておきませんので、当初予算においては、一般財源で充当しております。それで、森林環境譲与税が決まりましたら、それを活用して森林アドバイザーの雇用に60万、それから現地調査に150万ということで、財源を充当させていただきたいなと思っております。

森林環境譲与税が決定すれば、全ての費用をこの環境譲与税で賄えるのかなというふうに思っております。以上です。

斎賀委員長

ありがとうございました。

只今の森林整備促進事業について、委員みなさんのご意見を伺いたいと思います。

鷺見委員

アドバイザーは内定しているのか。こういう資格を持った人が来るっていうことですから、そんなはないと思うんですけど、それがどうなってるのかっていうことですね。

最後に言っていた森林環境譲与税は、まだできておりませんが、大体どういう感じになるのかその辺も教えていただきたいと思います。

桜井林政係長

人選なんですけど、資格を持つて人が登録されている人がなかなか多分、そんなに多くはないと思うので、地域で精通してる人がいて、それから、国なり道の研修を受ければアドバイザーという認定されますんで、そっちの方向に行くのかなというふうに思ってます。

年度が始まれば、その辺のことは、検討して人選を進めていきたいというふうに思っております。それから、森林環境譲与税の関係なんですけども、鷺見委員もおっしゃったように、国のほうでは全然、内容が決まってません。それで平成29年に閣議決定では、こういう森林環境譲与税を活用して仕事をやるんだよってというのは、決まってるらしいです。それで、平成30年の4月には、譲与税が決まるよということで、いろんな案ですとか要領は来ているんですけども、ここにきてびたっととまってるような状況で、資料がちょっとあまりきておりません。それで、31年度からは、森林環境譲与税がそれぞれ賃金の割合ですとか、人口割ですとかいうことで、交付されます。一応、31年9月ごろぐらいには、譲与税として入ってくるのかなというふうに思っています。

それまでには一応、町の活用する条例ですとかそういうものは設置していかなきゃならないかと思っております。それで、31年度から譲与税、36年度からは、環境税ですか。国民にそれぞれ1人年千円が課税されてから、納入するような形になっております。

それで環境税の使用の目的なんですけども、一応先ほど言いました森林アドバイザーですとか、森林の整備、今やってる事業の補助の上乗せはだめよと。町が負担してる部分の活用についてはだめよ。もっと広げた形で、面積をふやして、間伐事業とかの面積を増やしてやるか、そういうものに充てなさいということでは言われております。それもまだちょっと正式な要領、要綱がきておりませんので、またきましたら、それぞれ基本検討させていただいて事業が、決まるのかなというふうに思っております。

西澤委員

このアドバイザーについてなんですけれども、想定として、例えばその森林に関係に従事して、今現在従事しているものが出て、その方が、アドバイザーになり得た場合、町がその方にアドバイザーを頼む場合ですね、今、従事されている方は、その会社を抜けてこの専門的に雇用するしないとだめなのか、それともその会社にながらアドバイザーとしてもなり得るのか。

桜井林政係長

人選については、委託とそれから直接臨時職員として町が雇用するという2パターンがあるので、例えば、委託の場合であれば、その会社に資格を持った人がいれば、それを会社できると、役場に在席していなくともというパターンともう一つは、役場で臨時職員として雇用して、資格はないんでしょうけども、とりあえず増やして研修を受けてもらい専門の認定をしてもらうという二つのパターンがあろうかと思えます。

今考えているのは、後者のほうになるのかなというふうには、まだわかりませんが決定ではないですけども、そういうことになるのかなというふうに思っております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上をもちまして森林整備促進事業については、閉じさせていただきます。また情報が何かありましたら、委員会のほうにお知らせいただきますようお願いいたします。

午前中の調査事項は、以上とさせていただきます。午後1時から保健福祉課所管の調査事項に入りたいと思いますので、委員の皆様のご時間までに集まってください。

ここで休憩します。

(11時48分 休 憩)

(13時30分 開 議)

斎賀委員長

まちづくり常任委員会の今後の部、保健福祉課所管から始めたいと思います。

休憩解いて会議を再開します。

保健福祉課所管幌延町自殺対策計画案についての説明を求めたいと思います。

早坂保健福祉課長

本年度、策定作業を進めてまいりました「幌延町自殺対策行動計画」の案がまとまりましたので、その内容についてご説明いたします。

本計画は、平成28年に改正されました自殺対策基本法において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、各都道府県及び各市町村に定めることが義務付けられた計画であり、このことを受け、本町におきましても、平成30年度から平成36年度までの7ヵ年での計画を策定しようとするものであります。

全国における自殺者数は、平成15年の3万4千人余りをピークとして、その後、右肩下がりではありますが、平成28年度も依然として2万人を超える方が命を絶っています。本町におきましても、少なからず事案が発生していることから、町民一人ひとりが命の大切さについて理解し、自殺を身近な問題として捉えることができるような対策や体制づくりが急務となっているのが現状であることを踏まえ、本計画の策定に至ったものであります。

それでは、計画の概要説明に入らせていただきます。説明は担当である保健センター所長植村からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

植村保健センター所長

幌延町自殺対策行動計画(案)について、ご説明させていただきます。

まず、計画策定に至った経過についてですが、平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで個人の問題とされてきた自殺が、社会の問題として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してまいりました。

そうした中、法の施行から10年を経過した平成28年に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策基本法が改正されました。この中では、自殺対策の地域間格差を解消し、この対策が生きることの包括的な支援となることを基本理念としており、誰もが自殺対策における必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県、市町村に「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

これを受け、本町においても「幌延町自殺対策行動計画」を策定すべく、本日、計画案をお示しし、委員皆様のご理解とご協力をお願いするところであります。

それでは、計画案について、ご説明させていただきます。添付の計画案をご覧ください。

はじめに表題ですが、国の基本理念に基づき、計画案を「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い幌延町を目指して」という副題を設け、「いのちを支える幌延町自殺対策行動計画」といたしました。

次のページでは、「はじめに」として、町長からのメッセージを掲載します。これは、自殺対策に向けて、全町的に取り組んでいくという意味の表れを示しております。

計画の内容につきましては、市町村の実情に応じた内容とし、各自治体の健康増進計画や総合計画などとの調和を図ること、地域ネットワークの参加を図ること、自殺対策の理念や目標を共有すること、検証可能な指標や目標を定めることが求められています。

次ページをご覧ください。

第1章では、計画策定にあたって、ということで、計画策定の趣旨、位置づけ、計画の期間、計画の数値目標を掲げています。

計画策定の趣旨につきましては、最初でもご説明しましたが、国の自殺対策の考え方と、それに対応した町の考え方を載せています。

計画の位置づけとしては、自殺対策基本法を基本とし、町の総合計画、健康増進計画との整合性を確保して策定しています。

次のページをご覧ください。

計画期間については、平成30年度から平成36年度の7年間としています。計画開始年度の平成30年度はもうすぐ終わってしまいますが、国からの指示が平成30年度からとなっており、ぎりぎりですが3月策定ということで30年度開始とさせていただいています。36年度までとしていますのは、数値目標などの中に健康増進計画で行うアンケートの数字などを活用していることから、このアンケートの中間調査が行われる時期に合わせています。つぎに数値目標ですが、詳しいものはこのあと再掲されていますので、ここでは割愛させていただきますが、基本的に誰も自殺に追い込まれることのない幌延町を目指していますので、自殺者ゼロを目標としております。

次のページをご覧ください。

第2章、自殺の現状では、本町の現状について説明しています。

掲載しております表は、人口10万人あたりの本町の自殺率を表しています。本町において、平成23年度に1名、平成24年度に2名、平成27年度に1名の尊い命が失われていますが、この亡くなった方の人数を人口10万人当たりの数に換算したもので、本町での1人は人口10万人の場合、40人になるということを表しています。

次のページをご覧ください。

第3章、自殺対策における取組では、基本的考え方として、自殺の無い幌延町を目指すことを明記しています。施策の推進内容は、(1)普及啓発として、自殺予防週間や自殺対策強化月間などを通じ、町広報誌や告知端末などで町民への普及啓発活動を行います。(2)相談体制の充実では、現在も公共施設のトイレなどにステッカーを貼っていますが、心の相談窓口についての周知を積極的に行い、保健センターが中心となって、対応する職員の資質向上を図りながら取り組んでいくことをうたっています。(3)地域の見守り体制づくりにつきましては、悩みを抱えた方のSOSに周囲の方が気づき、必要に応じて専門職につなげることの出来る体制を作るため、ゲートキーパー養成等を行い、人材育成を図ることとしています。(4)地域におけるネットワークの構築ですが、自殺の要因は多岐にわたることか

ら、保健福祉、教育、労働機関、警察など様々な立場の方が一緒になって自殺予防に取り組みことが重要なことから、情報共有、連絡調整などのためのネットワークの構築を目指すこととしています。次のページをご覧ください。

最後に、(5) 評価指数を設定しております。この計画を実行性あるものとするため、数値目標を設定することとされており、国では目標値を平成38年までに自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させるとしております。本町においては自殺者数が1名ないし2名程度で推移しておりますので、数値目標を自殺者ゼロにしております。また、平成27年度に幌延町健康増進計画の中間報告で実施した町民アンケートの結果で、「最近1ヵ月でストレス、悩み、心の苦しみを感している人の割合」が52.4%だったことから、この比率を平成36年度に同様のアンケートをする際に、48.0%となることを目標数値としています。

その他、人材育成としてのゲートキーパー研修を開催し、受講者30人を目指します。

以上、幌延町自殺防止対策行動計画案についてご説明いたしました。この後のスケジュールといたしましては、本日、委員の皆様からご意見をいただき、それを反映させていただいた案で、3月にパブリックコメントを行います。町民の皆様からのご意見も取り入れた中で、3月中に計画を策定したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました自殺対策計画案について、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

無量谷委員

悩みのSOSサインっていうか係わりから見て、本人からするとサインが出してるような気がするんですけど、事前にまわりから見てわかるっていうのは、うつ病になってるのが、結構、自殺に追い込まれる可能性があるっていうか、今まで過去にそんなような感じで、受けとめてるんですけど、このうつ病と自殺との関係っていうかそういうことを家族あるいは周りの人にも紹介できるような感じで普及啓発っていうか、そういうのをもっと注意しなさいよということを、何か盛り込めないのかなという感じがするんですけど、その辺どうなのかなあってかんじするんですけど。

植村保健センター所長

地域の見守り体制づくりという中で、ゲートキーパー養成等を行うということをやっておりますけれども、こちらのゲートキーパー養成研修というのが、平成25年にも町で1回やってるんですよね。その中では、講師にそういう精神科の先生、医療関係者をお呼びいたしまして、そういう気づきのための、ヒントみたいな事を講演していただいたあと、参加していただいた方々をグループ分けしながら、ちょっと心の悩みを持っているような、そういう人を1人演じていただき、その人にちょっと普段と違う行動とか様子を見せた者に対してどんなふうに声をかけ、していくかとかっていうことを実践で、先生に指導を受けながらやっていたんですよね。

36年までの間に、1回か2回かそういった研修をしながら、町民の方にも、こんな状況があるとサインですよっていうようなことをわかっただけのような研修を行おうと思っております。

そのほか、啓発の中でもそういったものも検討はしていきたいとは思っています。

齋賀委員長

ほかに意見ありませんか。

高橋委員

講習会とかこの予定っていうのは、町が主体でやるんですか。

植村保健センター所長

町主体でやろうと思っております。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、自殺対策計画案については、これで閉じさせていただいて、パブリックコメント等その結果をまた待ちたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは保健福祉課所管の二つ目、介護保険給付外交通費助成制度の創設についての説明を求めたいと思います。

早坂保健福祉課長

幌延町地域間格差是正に係る介護保険給付外交通費助成制度の創設について、その内容についてご説明いたします。

現在、町内における居宅介護支援事業所は、町直営、社会福祉法人経営、民間経営の3事業所が開設されておりますが、4月から社会福祉法人経営の事業所が休止することとなり、新年度からは2事業所での対応となります。そのような状況の中、民間事業所におきましては、市街地以外の利用者から実費程度の交通費を徴収するという規定になっておりますが、町直営事業所では交通経費はかからないことから、該当する利用者におきましては、町直営事業所を選択する可能性が高くなることが想定されます。

本来、利用者がサービス事業者を選択する上では、このような料金体系も含めた形の中で総合的に判断するものではありませんが、本町のような小規模自治体、また選択肢も少ない中では、どの地域でどの事業所を選択しても、負担額に地域間格差が生じないような仕組みが必要であると判断し、このたび本制度の構築を検討した次第であります。

それでは制度の概要説明に入らせていただきます。

説明は戸籍福祉グループ主幹村上からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

村上戸籍福祉G主幹

それでは、私の方から、制度創設の検討経緯及び制度の概要をお手元に配布させていただいております、資料を用いて説明させていただきます。

現行の介護保険制度において、デイサービス等の通所系サービスやホームヘルプサービス等の訪問系サービスにかかる交通費につきましては、介護保険給付内の費用として算定されておりますが、居宅介護支援事業いわゆるケアマネジメント事業につきましては、ケアマネージャーが被保険者宅等に訪問する際の交通費相当額が介護保険給付として明確に算定されておらず、各事業所がサービス提供地域として定める地域以外の被保険者にサービス提供する際には、交通費相当額として実費負担請求されている現状にあります。

資料の1ページをお開きください。

介護保険制度がスタートした平成12年4月1日以降の本町の居宅介護支援事業所の開設状況についてまとめてあります。

平成12年4月町直営の幌延町居宅介護支援事業所を開設されております。直営事業所1ヵ所で10年間、町内の居宅サービス利用者全てのケアプラン作成を行ってきました。平成22年4月には、社会福祉法人幌延福祉会が運営する「こざくら荘居宅介護支援事業所」が開設され、その運営経費の一部を補助することで、町直営事業所規模を縮小し、町内2事業所でケアプラン作成を行ってきました。

平成28年頃からは、保健師確保が困難な状況となっている現状を踏まえ、こざくら荘居宅介護支援事業所のケアマネージャーを2名体制とし、町直営事業所を休止することなども検討してきましたが、実現には至っておりません。そんな中、平成22年4月から、こざくら荘居宅介護支援事業所で勤務していたケアマネージャーが、昨年7月末で退職され、8月から2ヵ月間、法人内有資格者が対応し、10月には新たなケアマネージャーを採用したものの、経験が浅かったため、今までどおりの件数を受け持つことは困難な状況となりました。

一方、昨年8月に、「株式会社 ほわいえ」が設立され、新たな「居宅介護支援事業所ベルヴィ」が事業開始しております。前段で、課長から説明がありましたが、「町直営事業所」と「こざくら荘居宅介護支援事業所」は、サービス提供地域である幌延町内全域について、別途の交通費を徴収しておりませんが、「居宅介護支援事業所ベルヴィ」は、幌延市街地地区以外の地域へのサービス提供について、1キロメートルあたり20円の交通費を徴収しています。

2ページをご覧ください。

町内にある3つの居宅介護支援事業所の職員体制や担当ケースについてです。現在、町内の居宅介護支援ケースは、45ケース前後で推移しておりますが、その担当につきましては、町直営事業所が、保健師資格を有する兼務の管理者1名と同じく保健師資格を有する専任のケアマネージャー1名で、8ケース程度。こざくら荘居宅介護支援事業所は、専任のケアマネージャー1名体制で、昨年10月採用の職員が4ケース程度を担当しています。居宅介護支援事業所ベルヴィは、専任のケアマネージャー1名体制で、30ケース程度を担当しています。

ケアマネージャー1名が担当可能なケースは、35ケースとされておりますので、町内ケースの45ケース程度で、3つ事業所が全て安定的な運営をすることが困難なことは明らかであることから、来年度に向けて、望ましい体制について検討を進めてまいりました。

介護サービス等の事業につきましては、民間事業者が実施することが望ましいと考えておりますが、町直営事業所を休止し、ベルヴィが上限の35件を担当するとなった場合、残りの10件程度をこざくら荘居宅介護支援事業所が担当することとなりますが、担当ケースが減少することに伴う減収分、約250万円と、今まで町から補助してきた人件費相当額の2分の1程度、約270万円、合計520万円程の赤字が見込まれる事となります。将来的にも利用者の増加は見込まれないこと等をふまえ、幌延福祉会と協議を重ね、本年3月末日をもって、こざくら荘居宅介護支援事業所を休止することとなりました。

3ページをお開きください。

居宅介護支援事業所ベルヴィから、幌延市街地以外の地域でサービス提供を受ける場合、

介護保険給付外の交通費が発生することは、先にご説明申し上げましたが、サービス事業者の選択は、サービスの質・料金体系など様々な条件を比較し、被保険者が選択することとなり、幌延市街地以外の利用者については、経済的負担を抑えるために、介護保険給付外の交通費が発生しない町直営事業所を選択する可能性が高くなるものと考えています。

しかしながら、幌延町居宅介護支援事業所は基より、保健センターや地域包括支援センターの人材確保に苦慮している状況下において、職員体制が整わず、担当ケースを必要最小限に留めなければならない状況となる可能性がある一方、居宅介護支援事業所ベルヴィは、安定的な経営を行うために、最大限のケースを担当する必要があると考えられます。以上の事から、介護保険サービスの提供を受けた際に支払った介護保険給付外交通費を助成することで、町内における地域間格差の是正を図ることができ、被保険者の事業所選択の幅が広がり、介護福祉の増進につながると考え、本制度を創設することとしました。

4 ページをご覧ください。

事業の助成額は、被保険者が介護保険給付外の交通費相当額として負担した額とし、サービス利用 1 回につき、居住地から事業所所在地までの距離に 1 キロメートルあたり 20 円を乗じて得た額の 2 倍、往復相当額を上限とします。助成申請は、極力簡素化した手続きとし、利用者の負担とならないよう、事業者とのサービス利用契約書の写し、重要事項説明書の写しなどを添えて、利用開始前に一度申請書を提出することで、契約解除まで有効となるようにしたいと考えています。

助成の方法は、償還払いとし、四半期毎、又は半年毎の送金を予定しています。

助成にかかる審査事務につきましては、申請書受理後、該当者のサービス利用状況を、毎月の介護保険給付費明細書にて把握し、定期的に助成額を確定し、支給決定通知及び送金処理を行うこととします。なお、居宅介護支援サービスにつきましては、ケアプラン作成の他、毎月 1 回以上のモニタリングが必要とされておりますので、特別な事情が無い限り、原則月 1 回分の助成とします。

助成に係る費用につきましては、過去実績から、居宅介護支援サービス利用者の月平均 4.5 件のうち、幌延市街地以外の利用者を 4 割の 1.8 件と見込み、利用者の居住地から事業所までの距離平均を往復 4.0 km とし、1 km あたり単価 20 円を乗じ、12 ヶ月分で 17 万 2,800 円と積算しています。

5 ページをお開きください。5 ページから 6 ページには、実施要綱の案を記載しています。

只今ご説明申し上げました内容に加え、第 3 条助成金の額において、ただし書きで、幌延町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に規定する町税等に滞納がある者は除くものとしています。

第 5 条助成金の支払い方法は、申請に基づき町長が別に定める方法で支払う事を規定し、第 6 条助成金の返還では、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者がいるときは、当該助成の一部又は全部を返還させる事を規定しています。

第 7 条委任では、この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めることとし、附則で、この訓令は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしています。以上、幌延町地域間格差是正に係る介護保険給付外交通費助成制度の創設についての概要説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございます。

ただいま説明の介護保険給付費交通費助成制度の創設について、皆さんから意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言してください。

藤田議会事務局長

すいません、ちょっと、ちょっとだけ質問させてください。

まず、1点が、幌延市街地とっている定義はどうするとかっていうことを、あと、1キロ当たりいくらっていう助成なんだとすれば、1キロ当たりのキロは、誰がどのように図るのかという2点だけ確認させてください。

村上戸籍福祉グループ主幹

すいません説明が漏れていて、それで市街地の定義につきましては、町内会で言う、第1町内会から第10町内会までの町内会地域を幌延市街地として規程します。

また1キロメートル当たり20円の事業所から利用者宅までの距離につきましては、事業所と利用者の契約において、重要事項説明書において、距離の積算をして契約をするというような、今現在、事業所のほうで契約しているということを踏まえ、その距離を採用することとしています。

無量谷委員

ちょっと聞きなれない「株式会社 ほわいえ」のベルヴィってというのは、事業所はどこに所在をおいているのか。それと、ある程度、今言われた問寒別地区もこれ1キロ20円ってというような形で、交通費取られるのかなという感じするんだけど。その辺ちょっと加算されるのか。

村上戸籍福祉グループ主幹

新たに昨年8月から開始された株式会社ほわいえ事業所のベルヴィの所在地につきましては、幌延市街地の北星警備の入っている、会津食堂の横の建物の一室をお借りして運営をしているという事業所であります。

助成につきましては、幌延市街地以外ということで先ほどご説明させていただきました町内会単位でいう第1町内会から第10町内会の市街地区の町内会以外の地域に居住する利用者に対しては、その事業所の幌延市街地の事業所の所在地から自宅までの距離を換算してということで問寒別も含めて、下沼、問寒別、上幌延、開進など全ての地区において、家までの距離に1キロ当たり20円の単価で請求もされてますし、その分を実費相当額として、ここで助成しようとするものです。

無量谷委員

1キロ当たり20円というのは、1人でも20円、5人乗っても20江 bb っていうか、その辺ことを聞かせてください。

村上戸籍福祉グループ主幹

この事業の部分については、デイサービスだとか通所サービスや訪問サービスなどの利用者が動くってサービスにつきましては、送迎加算っていうことで事業所でこの給付で給付されているというものなんです。

今言ったこの制度で想定しているのは、利用者は動かずに、ケアマネージャーが自宅訪問をして、サービス提供するっていうことなので、1人乗ってとかそういうようなサービスではなくて、ケアマネージャーが、利用者宅に訪問する距離の車賃ということでの交通費とい

うことでの助成ということとなっております。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

介護保険給付外交通費助成制度の創設については、これで閉じたいと思います。またよろしくをお願いします。

皆さんその場で休憩してください。

(13時32分 休 憩)

(13時35分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

続きまして、住民生活課所管、使用済み紙おむつ燃料化事業及びこぞくら荘ボイラー設備改修支援事業について、説明を求めたいと思います。

岩川副町長

西天北五町衛生施設組合が実施する「使用済み紙おむつ燃料化事業」と幌延町が実施する「こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業」について、関連がありますので、副町長からお手元に配布しています資料に沿って説明させていただきます。

説明の順番としては、事業の概要を先に説明した後に、事業を実施する背景、必要性、事業効果について説明させていただき、その後、西天のこれまでの取組状況と事業全体の今後の推進予定を申し上げます。資料は1枚目の文字書きのものと、資料1～3のポンチ絵になったものになりますので、文字書き資料をベースに絵も見比べながらお聞き下さい。

まず、1番目の事業概要についてです。ポンチ絵では資料1になります。

西天北5町では、共同でごみ処理を実施してきており、このたび、「紙おむつごみ」と林業や道路・河川・公園管理等から排出される剪定枝などを固形燃料として再利用する取り組みを進めております。今日、ご説明いたします事業は、資料1の真ん中の枠部分、西天が実施主体となって整備を推進する「使用済み紙おむつ燃料化事業」と資料の右枠部分の「こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業」です。

それでは、(1)の「使用済み紙おむつ燃料化事業」の事業概要を説明いたします。実施主体と事業内容については、先ほど申し上げましたので割愛しまして、3ポツの整備概要から説明します。整備するものは大きく分けて三つあり、一つ目は燃料製造施設を設置する「敷地の整備」です。敷地は旧し尿処理施設を解体処理した跡地を整備して使用します。そして、二つ目として、その土地の上に、燃料の原料となります剪定枝等を一時保管しておく「ストックヤード」を整備し、三つ目として、剪定枝や使用済みの紙おむつを破砕し、乾燥・滅菌し、混合し、ペレットとして成型する「燃料製造施設及び設備」を整備します。事業期間は、平成31年度と32年度の2年間で整備する計画です。事業予算は、平成31年度は3億8,792万7千円、32年度は5億1,991万円で、全体事業費は9億783万7千円を予定しています。なお、これらに係る財源は、1/3が北海道をとおして交付される循環型社会形成推進交付金、残りが過疎債です。

次に、(2)の「こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業」の事業概要を説明いたします。この事業は、ペレット燃料の燃焼部分を担う事業で、実施主体は幌延町であります。直営事業ではなく、社会福祉法人幌延福祉会が特別養護老人ホームこぞくら荘にペレット燃焼用

ボイラーを増設する費用の一部を補助する補助事業方式です。この方法ですと、町が支出する補助金は起債対象とすることができ、財政負担が一番少ない方法ですので、この手法を採りました。

幌延福祉会には、ボイラー設置後、燃焼施設の運転管理をとおして得られる情報やデータを町を提供してもらい、西天と情報共有しながら、燃料や設備などシステム全体の最適化を図っていく考えです。

3ポツの整備概要ですが、こぎくら荘に整備するものは、ペレット燃焼用ボイラーとそれを格納する施設で、既存の重油ボイラーのラインに接続し、施設の暖房と給湯のベースとなる熱源とする計画です。

4ポツの事業期間及び予算につきましては、平成31年度と32年度の2年間で整備する計画で、平成31年度は基本設計及び実施設計を行い、予算は10,988千円を一般会計当初予算に計上させていただいています。32年度は施設及び設備の整備を行う計画で、事業費の概算見込みは現時点で1億1,772万円を予定しています。なお、この事業費は基本設計・実施設計により精査されます。

5ポツの財源構成ですが、幌延福祉会が実施するボイラー設備整備については、設備整備に係る費用の1/2を北海道の「新エネルギー導入支援事業費補助金」で賄い、補助裏は幌延町が過疎債を使って補助する形を考えています。なお、北海道の補助金を申請するに当たっては、共同体（コンソーシアム）により申請することが必要となりますので、資料2にありますように、幌延福祉会をコンソーシアム代表にして幌延町と西天が構成員となり、3者共同で事業を推進する形をとりたいと考えています。

次に、2番目の事業実施の背景、裏を返しますと事業効果ということになりますが、資料1の下の部分、小さく枠で囲った部分も参考にご覧ください。西天における生ごみ・資源ごみ以外のゴミは埋立処分することとしており、埋立処分場については、今の施設が満杯になった場合、新たな処分場を作らねばならず、その事業費となると30億円前後かかると見込まれ、現処分場の嵩上げによって処分容量を増やすとともに、処分するゴミの量を減らして施設を延命化し、次期最終処分場の整備規模をできるだけ縮小することが必要です。紙おむつごみの排出量は5町から年間約340t発生し、埋立処分場の約15%を占めており、処分場逼迫化の原因の一つとなっています。したがって、何らかの対策が必要ではないかということから、燃料化して燃やすことによって、埋立ごみの減容ができると考え、西天では、本事業の調査検討に取り組んできました。

調査検討の結果、事業効果として大きく次の五つがみえてきました。

一つ目は、現在の最終処分場の延命化です。現処分場は嵩上げ工事の実施により、平成35年度まで使用が可能となりますが、事業系から排出される紙おむつごみを燃料化することによって、さらに平成36年度まで使用が可能となり、延命効果は約1年と見込まれました。二つ目は、次期最終処分場の規模を縮小することによる施設整備費削減効果です。次期処分場の規模を現処分場と同じ規模のものを作り、15年間埋立するとした場合に、紙おむつごみの燃料化によって約2万m³の容量を減らすことができ、施設整備費を20%ほど、7億円前後削減できると見込まれました。三つ目は、ごみ処理経費の削減効果です。紙おむつごみの処理量が減ることにより、処理経費を年間400万円ほど削減することが見込まれました。四つ目は、旧し尿処理施設解体に係る工事費負担の軽減効果です。通常ですと、施設解体工

事は補助金や起債対象とならないのですが、新規の公共施設を設置するために解体が必要な場合に限り、起債対象とすることができます。したがって、紙おむつごみ燃料化施設を整備する目的で、旧し尿処理施設を解体する工事を過疎債対象事業とすることで、解体工事費の約7割、1億6,700万円ほどが交付税措置されることとなりますので、5町の負担が大きく軽減されることが見込まれます。その他、今までA重油を炊いていた部分の何割かをペレット燃料に代え地産地消することで、A重油購入相当額が地域に還元されるという効果なども見込まれます。

続いて、3番目の西天でのこれまでの取組状況を申し上げます。西天では、平成27年度から使用済み紙おむつの燃料化を主とする「広域ごみ処理施設におけるエネルギー地産地消システム」について、調査検討を進めてきました。平成27年度は環境省の補助を得て、導入可能性調査を実施し、資源となる紙おむつや剪定枝等の賦存量や両者の混合比率を調べる燃料適合性調査、またこの両者がうまく成型でき、また燃焼するかなどの燃料化実証調査を行うとともに、先進事例調査なども実施しました。その結果、使用済み紙おむつと木質バイオマスの混合燃料の有効性を確認し、事業化への課題解決に向けてさらに調査検討を継続することとしました。

平成28年度は北海道の補助を得て、引き続き導入可能性調査を行い、ペレットの造粒試験や燃焼試験を実施するとともに、木質バイオの乾燥システムや燃焼ボイラーの調査をしました。その結果、事業性があるとの結論が得られ、事業実施に向けて基本設計準備を進めることとしました。なお、燃料の燃焼については、当初、西天施設内で利用することで検討しましたが、複雑な配管の中で設備更新を行うことは割高となることが見込まれたため、西天施設以外での利用を検討することになりました。

平成29年度は北海道の補助を得て、見積仕様書や発注仕様書作成のための設計を行うとともに、事業計画の精査・最適化を行いました。その結果、計画処理量の見直しを行い、紙おむつごみは当面、事業所から排出されるものに限定することとし、発注方式は、設計・施工一括の性能発注方式をとることとしました。また、工事費の増嵩により、事業の費用対効果が得られるには、事業費の圧縮又は補助金獲得がなければならないことが導き出され、当初計画していた平成30年度事業着手は先送りすることとしました。

平成30年度は補助金等獲得のため、北海道と協議を重ね、その結果、何とか平成31年度からの循環型社会形成推進交付金事業に乗れる見通しが得られました。また、事業費の圧縮については、さらなる事業規模、工期、工程等の見直しにより、事業の費用対効果が得られることとなりました。なお、燃焼施設については、4町から、まずは幌延町において燃焼実証を行ってほしいとの要請を受け、検討してきた次第であります。

4番目の今後の事業推進予定ですが、資料3をご覧ください。

平成30年8月の西天議会全員協議会での、事業推進方針の決定を受け、平成30年度においては、旧し尿処理場タンク内の残存物処理を行うとともに、施設解体を実施しております。来年度、平成31年度は西天では「敷地整備」と「施設・設備の設計」及びペレット燃料製造装置や施設骨材の製造を行います。また、町では燃焼ボイラーの設計支援を行います。平成32年度は、西天ではストックヤードと燃料製造装置格納施設の整備を行うとともに、装置の据え付けを行います。町では燃焼ボイラー設備と格納施設の整備を支援します。そして平成33年度からペレット燃料の製造と燃焼実証を開始する予定です。

以上、雑駁ではありますが、両事業の説明とさせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。ただいま説明ありました使用済み紙おむつの燃料化事業について、委員皆さんの意見を伺いたいと思います。説明を受けてから発言してください。

西澤委員

使用済み紙おむつ燃料化事業ということで、まず一つは、二つに分かれているという理解でいいかと思うんですけれども、西天北五町衛生施設組合決められたことに関して、こちらとしても本町議会からも議員が出ているので、その計画自体に異論があるとかっていうのではないんですけれども、平成33年度に燃焼実験を開始して、この実証実験の期間というのは、何年を見てるんでしょう。

岩川副町長

これにはですね、多分1年や2年というわけにいかないんじゃないかなと思うんですが、当面、今のところ3年間ぐらいは試験期間ということで考えています。その期間につきましては、西天のほうから、ペレットについては、試験材料として供給して戴こうかなというふうに考えているところです。

西澤委員

ここの資料の1に余剰チップの増量っていうふうになってます。実証実験中は、福祉会に対して、実証実験を共同にやってくれところが、燃料費を取れということはないだろうなというふうには考えてますけども、余剰チップを将来的に販売すると言った時に今あるこざくら荘の併設なので、ボイラーを併用して使用するんでしょうか。

岩川副町長

まずボイラーのほうについてですけども、今、こざくら荘のほうには、2機の重油ボイラーがついてるそうなんですけども、これにペレット燃料ボイラーを併設して、ペレット燃料のほうについては、温度を一定に保つ、ある程度の温度が必要ですから。風呂を沸かしたり暖房にするのに。そのベースの部分を買ってもらって、急激に温度を上げるだとかって言ったときに、重油ボイラーの方を使ってもらおうというような方法。それによって燃料費をいくらかでも節約できるんじゃないかなあというふうに考えています。それとポンチ絵1の余剰チップ販売のほうなんですけど、これ、当初、紙おむつごみとチップとの混合燃料のほかにも木質バイオの量が多ければ、木質ペレット単独でつくることも考えていたんです。チップとしてやることも考えているんです。そうすると、事業規模がかなり大きくなるということで、今の計画の中では、余剰チップの販売のところまでは、まだ様子見の段階です。

西澤委員

余剰チップの販売は、ということだったんですけども、実証実験が3年間、終えた後、こざくら荘が、そのボイラーを使っていくという方向なのかなというふうに思います。そのときに、このペレットが、一体幾らなのか。今使ってるやつよりも安くないと、多分また経営を圧迫してしまうというような話が出てきます。そのときに、また、今の話だと、幌延町が出してる福祉会への補助金削減効果も出てくるっていうようなところがまた狂ってしまうので、その辺は今からですね、ある程度の計算をしていかないと、あのときこうだった、町がこうだったっていう実際違うっていうような話になりかねないので、その辺はどう考えて

いますか。

岩川副町長

今、西天側の計画では、重油で販売した価格よりは、上回らない価格で販売しようという計画にはなっています。ただ、この実証を通して、お互い売るほうと買う側が、どの辺の価格だとお互い両者が成り立っていくか、その価格の部分も含めて、検討していきたいというふうには考えています。ですから、今の時点で幾らで売るというふうには決めておりません。

西澤委員

今は、決めていないので、将来的な不安としては経費という部分で、想定との違いがでないかという不安があります。それと、道の補助が3分の1あとは過疎債とすることなんですけど、これは、各5町で負担割合があるということなんですか。

岩川副町長

お金の流れとしては、まず各町、5町が西天に対して、これに関する負担金を出します。その負担金の財源は、各町の過疎債が使えるという形になります。

西澤委員

幌延町としては、実証試験を行う上で、ある程度、他の町より予算がかかりますが、処分場に関しては、5町がそれぞれメリットを供給できるものとなるというふうになりますが、紙おむつを提供する側、いわば燃料を提供する側にとっては、幌延町は、こぎくら荘が設備されることで、負担軽減になるというところで、たとえば、幌延町民であれば、一定の公共施設に対してのメリットとして共有できるんですけど、他の4町は、そういうもののメリットというのは、処分場が1年延命できることで燃料を出す側に対して、紙おむつのゴミを無料にするとかというような考えは、西天ではないのですか。

野々村町長

ないです。

西澤委員

それは何故ないんですか。そういう話にはなっていないんですか。

岩川副町長

これについては、まず排出者は、やっぱりそれなりの負担はしなきゃならないっていうことは大前提にあると思います。この「ごみの有料化」をしたという時点で、まずそういうことにしていますし。ただ、なぜ紙おむつの燃料化事業するのかっていうと先ほど、委員が言われたように、最終処分場の規模を縮小して、後々かかる負担金を軽減させましょうだとかいうことで、そういうことで広く、この西天5町に住んでる方々に対するメリットっていうんですか。そういうものに利益が及ぶということを考えていますので、それとごみを排出する側の負担っていうのは、やっぱり、別なのかなあというふうには考えますね。

西澤委員

そのほかの町の議員が、どういう話だったかわからないんですけども、その今のこれだけ見るとですね、メリッ的には幌延町のメリットのほうがちょっと大きいのかなっていうふうに見えるので同じものを出したときに、そのメリットの享受が幌延町が大きいねっていう話にはほかの町ではなっていないのかなというふうに感じたんですけど。

岩川副町長

先ほどもちょっと説明の中で一部申し上げたんですけど、この議会の中では、このボイラーに関しては、幌延町でまずやってくださいよと言われてます。それは、なぜなのかなって考えると、やっぱり、紙おむつと木質の混合燃料というのは、まだ日本でやっているところがないんですね。初めてのケースなので、それに、合うボイラーっていうのも、作られていませんし、今やろうとしてるのは、既存の木質ペレット燃焼専用ボイラーを改良するのかわして使うということで、少なからずリスクもあるんだと思うんです。だから、そういうことからして、まずは幌延町のほうで実際にやってみて、うまくいくなったら、我々も使うからという意味合いで幌延町まずやってくださいよということではないかなというふうに考えています。

西澤委員

そうなるそうですね、やっぱり、この町としてのリスクがあるし、幌延福祉会としても、やっぱりリスクを多少しょうという話になるますよね。そのときに、その撤去費用も含め、全て、きちんと町がみるよというか、そういうところまでの約束もきちんとしていかなきゃならないのかなというふうには思います。

野々村町長

今、副町長がペレットを燃やす燃料試験っていう話で、どこもやってないという話ですけど、これって伯耆町で既にペレットをおむつだけの部分では燃やしてるんですね。それでそこに木質を使うことによって、その部分塩基の部分が薄まるということで、より一層、燃焼効率がよくなるし、残る不純物、灰と言われてる部分の残りかすも少なくなるというそういうデータが得られたんで、こういうことをしましょう。けども、まわりとしては、5町の中で、これを進めていく27年度ころから、どういうふうにして燃やしていこうと。全体が全部燃やすとこまでいかないと、この3分の1の事業にはならない。一体の事業なんですよ。けど、燃やすところがないのにここだけが進んでも、これ補助金返還なんですよ。だから、どっかがやらなきゃなかったんだけど。ほかのところは、豊富は天然ガスで、温めてます。他のところは、ボイラー変えたばかりですっていうとこばかり、遠別も中川も天塩さんも。よく天塩さんのボイラーは、ラップのフィルム燃やすようにとか、なんとかっていうボイラーを変えたばかりで、我々、もう1回変えたばかりで壊れてもいないのに、そういうことを燃やすような装置はできないよねって。どっか、幌延さんで使うことないのかっていう話のところからしたらどこで使うかというのが議論的であって、せめてこういうところであるんだったら福祉の場所で、電気が燃料がなくても、CO2削減のこの今の御時世、どっかでそういうモデル的なところがあってもいいよねというところで本当は燃料センターという町が作りたいたいという願望あっても、町がやると事業としては、採択にならないから、福祉会ということでお願いをするっていうことですから、作ったからさあ知らないっていう話でこの話を進めるんだったら誰も受けるところはないと思ってます。

最終的に、この福祉会の中で、どう使えて、どういうふうにして安くなるかも含めてですし、料金も含めて、先ほどから言ってるそのアップパーになるような話。そこだけを見ると、絶対、製造するのにアップパーなんです。ペレット自体は、木質つくったって絶対そうなんです。化石より高いんですよ。

けど、何が得をするかっていうか、何が経済効果としてあるかっていうことを先ほど述べたとおり、それぞれ総合的に関すると5町が皆、そのほうがいいよねっていう趣でまずま

ずやろうっていうことですから、我々もここにロスをするかもしれないけども、まわりとして、これが成功したとしたら、西澤委員の思うようにお前のとこだけうまくいってるよねみたいな、得したよねっていうそういう逆の面も出てくるかもしれない。うまくいかなかったらやっぱりおれやらんかったりがあったねって。だから、これを作らないと全体的にそういう構図の中ではできないということを、5町衛生の議員さん方が激論を飛ばしながら、過去この3年間、各町村でもいろんな考えでありますから、西澤委員と同じように。その中で皆さんが了解をしていただいた案件の一つであって、最終末、我々は福祉会にどうやってあと、その後を継続的に負担のかからないような形をするか。我々の特別養護老人ホームの場合、ほかに民間があるわけじゃないですから、いつも言っているとおり、どこまでも、金突っ込めばいっていいわけじゃないけど、経営改善をしながら、それを維持させるためにどういう形をとるかっていうのは町のやっぱり考え方の一つですから、そこは、それつくったけども後は無料になったから、あんたら後やりなさいみたいな話で終わるんであればそこにお願いますっていうお願いもできないでしょうということですから、そこはどういう形になるかわかりません。これからどンドンどンドン議論を重ねていきますけども、そこは支援していく部分には変わらないと思ってます。それは作って投げっぱなしっていうことはないんだなということ。

驚見委員

幌延がサロベツ清掃組合からの歴史的なものもあって、特にサロベツ清掃組合が豊富とやっているときに、ダイオキシンが焼却炉で非常に多く発生したちゅうことで、幌延の場合は5町衛生組合という形の中で、埋設という方向を選んだ。そのあとに、稚内だとか東天のほうでは、焼却炉がどんどんよくなって行って、焼却という路線で今いっている。

同じように紙おむつの問題っていうのが、全国的にこうマスコミも含めてね、どこの自治体でも、問題になって。幌延の場合は、今、聞かれたような経過があるから、こざくらも含めてちゅうことで、それと過去の西天の施設解体とそこに施設をまたつくるという補助金絡みのこともあって、そう考えたんでしょうけど、流れとしてはどうなのかなど。

単純に言えば、今、ペレット化しないで、紙おむつなんかも、裁断っていうよりも、むしろ乾燥させてしまってるっていうのかい。それで焼却したほうが、そのまま一発で焼却していくと、一般ごみの中で、そういう流れもあるんだけど、うちの場合は、経過から聞くと、これしかないのかなっていう感じがしますけど、全国的な流れはどうなんですかね。

きょう、朝もNHKのテレビで生ごみも含めて、ごみの減量化ということで、焼却っていうことで、紙おむつだけじゃなくて全体的にまたダイオキシンの発生がしない焼却炉ということで、そういうのが注目されてるの感じもするんだけど。その辺はどういう具合にしていくのかな。それちょっと聞きたいんだけど。

野々村町長

ダイオキシンについては、今までも燃焼もやっていますし、伯耆町でもう既に紙おむつだけの固形燃料を作って燃やしてきている中で、問題はなかった。それぞれ、今まで、実証、燃焼テストで、クリアーをしている。というところでもあると思っています。ダイオキシンについては、それほど大きな形では、問題になるような事には、今までのテスト結果の中ではなかったということです。そこに、まだ木質を半分まで混ぜますので、燃焼効率はもっと高いものであるということ自体は、理解をされているところです。

ただ、全国的な流れという話で、これも5町の議員の皆さんからも喧々諤々といろいろ毎回のよう議論されていて、全国の流れという形でやっています。今言われたとおり、デスポライザーを使いながら、下水管に流せるという、そういう話も、一応、夢のような形はできてますけど、今は、まだ、これからの実証実験だと私自身は考えてます。

先ほど、驚見委員が言われたとおり、第1段階で、もう既に固形物と汚物だけを下水道に流すというその仕組みは、近いうちにできてくるんじゃないかなということもあるんですけど、その固形物が出てきたところでその固形物をどうやって、誰が処理をしていくのかというのが、まだ解決されていない。

個別に使用済みおむつを袋に入れて集荷場に出すのはいいけども、それを粉砕をして、洗って、圧縮をして、水分を抜いて、ためるんだけども、各家庭につけるみたいな、事業所ごとにつけるみたいな形で今テストが来年度から始まるということは、国交省の事業の中でできていますけど、それは誰がやるのかということが決まっていなくて、したら、誰が燃やすのか、誰が袋に詰めて持っていくのかっていうところまでも、なっていないところがあって、これが今後の課題だと思っていますし、ペレットになっていないおむつの場合については、大きな焼却炉を持っている製紙工場だったり、先ほど言われた稚内やなんかの大きな焼却炉を持った廃棄処理場だったりすると、そういうまんまでも多分燃やせるんだと思っています。ただ、そこにはスケールの大きな焼却炉がないと、やっぱり、完全に燃えていかないところがあって、小さな小規模体では、ひと手間かけたこのペレット状が今のところ燃える中では燃焼効率としてはいいんじゃないかなあっているのは、我々5町衛生の中でお話をした中で議論した中でも、そういう説明をさせてもらっています。

無量谷委員

一つ聞きたいんですけど、固形燃料製造ということなんですけど、今現在新しいおむつを製造するという形なんだけど、今までの堆積されたこの1年間340トンのこの部分なんで今までの部分もね、燃焼実験みたいな形で、ペレット化できないのかなという感じはするんですけど。そうすれば、最終処分場もう少し小さく設計できるのかなという感じするんですけど。

岩川副町長

当初はそういうことも考えました。

考えたんですけども、実際、中に埋まっているものを掘り出してみると、とても燃料として使えるような状況ではなかったということから、これからゴミとして捨てる部分を燃料にするということにいたしました。

斎賀委員長

ほかに発言はありませんか。

植村委員

やるっていうことに関して、今、るる説明もらったんですけども、それでもやっぱりこの、生産コストという建設に関しては、補助金等々で、賄っていくということで、納得はするんですけど、運営のコストっていうのは、やっぱり、私は非常に気になるとこだなあと思うと、今、先ほどちらっと言った今後の紙おむつの流れちゅうんですか、今、現状の形がそのまま将来とも行くのか、それとも、あと数年で全く別なさっき言ったような、流せるような紙おむつ化になっていくのか。それによっては、この事業もやはり、かなり材料に今度、苦慮す

るということになりかねないのかなあというふうに考えているんですね。

ただ、恐らく間違いなく、従来の重油燃料から比べると、かなりな割高な燃料になるという想像は、つくんですけども、その辺の運営費という部分の計算っていうのは、された上で判断なのか、ただ単に解体する補助金1億数千万の補助金をということがあったり、埋め立て地を造成する経費ということを考えてっていうことで、そういうふうな方向に向かったのか。その辺がちょっと私には、納得できないというか、今一わからないとこなんですけど。

岩川副町長

この使用済み紙おむつの燃料化事業を、検討する3年間にわたり、事業性も含めて検討してきたんですが、その費用対効果をはじき出す中には、当然、費用として、運営費、維持管理費というものは、当然含めて計算しております。具体的に言いますと年間2千万円ほどの維持管理経費はかかるだろうとこの計画の中で見込んでますけども、実際にそんなにかかるのかなという気はしてますけど、例えば、人を2人使うだとかっていうような設定にはなってますけども、実際の仕事として、そんな2人も人が稼働するような仕事にはならないんじゃないかと思ってますけれども。ただ、計画の中では、きちっと管理運営費っていうのは、みています。その上で費用対効果が、出たということですので、皆さん、事業推進については、理解していただいたというふうに考えてございます。

植村委員

現在の化石燃料と比べて、どれぐらいの割高になるんだっていう計算を当然されているのでしょ。

岩川副町長

ペレットの販売価格っていうのは、費用の中から、これだけかかったから、これで売らなきゃならないという考え方であると思うんです。

費用対効果全体を考えて、どれだけの燃料価格で販売すれば事業成り立つのかということも含めて、価格設定したときに重油価格よりは、少なく見積もっても何とか費用対効果が保てるという結論が出たということです。

植村委員

それはあれですか。燃料ペレットをつくる工場に補助を入れないでのお話ですか。

岩川副町長

これは補助を入れての話です。

植村委員

今後の5町の施設の維持管理ということを見ると、こういう方法しかないという結論は、今までの説明で充分わかってはいるんですけども。

ほかの4町の町が手を出せないという部分には、今の部分の心配が恐らくあるんだろうなと。現在、ボイラー入れかえしたばかりだからという説明は聞いたんですけども、私はそこら辺のことが、当然心配でやっぱり手を出せない。まず、幌延さんやってみてくださいよという話になったのかなという気がするんですけども、今、町サイドから費用対効果があるんだという説明なんで、それを信用するしかないのかなと思うんですけど、私は、そう甘いもんじゃないのかなと思います。

全国に先駆けて、試験場でなくて、実際に今度やるということではこれね。

岩川副町長

先ほどの維持管理経費云々というところは、燃料製造の部分の話で私申し上げましたけども、議長仰るのボイラーのほうですか。

植村委員

いや、燃料製造です。時代の流れで、現状のままの状態です。今後燃料が提供ができるのかなと言う話。

岩川副町長

これ、単純にペレットだけつくるっていう事業では、当然ペイしません。ペイしないっていうことはっきりわかりました。

ただ、西天の場合ですと、先ほど申しましたようにし尿処理施設の解体、これを本来であれば、単費でしなきゃならない。2億数千万円かかる費用を各5町ですべて負担しなきゃならない。

ところが、この施設をつくるから解体するんだということであれば、過疎債が適用になって、7割部分は地財措置が受けられるということで、そういった負担が軽減される。あと、処分場の次の処分場も20%コンパクトにできる。そういった諸々の軽減も加味した中で、ようやく費用対効果が得られるんだという事業になりましたので、それで、推進しましょうということにしたわけでございます。

植村委員

ということはね、今の説明だと、運営費も5町衛生施設組合から幾らかずつ負担してもらえるとということなんですか。

岩川副町長

これは5町衛生施設組合の事業ですので、当然そういうことになります。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようでしたら、使用済み紙おむつの燃料化事業及びこぎくら荘ボイラー設備改修支援事業についての現段階での状況報告意見交換を終わりたいと思います。

それでは、住民生活課所管二つ目、平成31年度における幌延町国民健康保険税の税率等についての説明を求めたいと思います。

藤井住民生活課長

平成31年度における幌延町国民健康保険の税率等について住民生活課長よりご説明します。

委員ご承知のとおり、平成30年度から国民健康保険制度が都道府県化に改正され、運営を行っているところですが、町民や議会の皆様のご理解のもとトラブルもなく経過しております。

今年度も、国民健康保険運営協議会を開催して、平成31年度の幌延町国民健康保険の運営方針についてご議論賜り、運営方針を取りまとめましたので、ご説明申し上げます。

振り返りとなりますが、平成30年度は保険税の算定となる所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を、資産割を除いた3方式に変更し、しばらく据え置いていた保険税率については、都道府県化に伴い、北海道から納付額が示され、それらに必要な額に対する、所得割、均等割、平等割を被保険者に十分配慮した率及び額となるよう改正を行い、さらに、繰越等

が発生していたことから、繰越財源500万円を示された納付金から差し引いた額をもとに、国民健康保険税の率及び額を設定しております。

この500万円の補てんにつきましては、6年間予定している激変緩和措置や北海道が3年ごとに見直す国保運営方針などにより、基本的に3ヵ年継続して補填する方針としたところでございます。

平成31年度の幌延町国民健康保険税率につきましては、結論から申し上げますと、国保運営協議会で協議を行い、平成31年度所得が確定していないことや、医療給付が増加傾向にあること、道の国保運営方針が3か年ごとに見直されるなどにより、今年度と同率とする方針内容となっております。

資料1ページの法定課税限度額の推移及び幌延町国民健康保険税率と課税限度額の推移をご覧ください。

課税限度額につきましては、地方税法で定められており、本町も同様の規定で運営しており、医療分の改正を、平成31年4月1日施行予定で行う情報があることから、5月に臨時議会の開催をお願いして、所要の改正案を上程したいと考えております。内容につきましては、医療分の限度額が現行の58万円から3万円増加して、61万円の改正となります。

次のページをお開き願います。

課税限度額を改正した場合の影響を示しており、現在の国保全体の加入世帯である343世帯のうち29世帯ほど影響があり、影響見込は83万円程度と試算しております。なお、平成31年度所得が確定していないため、平成30年度所得での試算となっております。下の表は、宗谷管内と一部近隣を含む限度額改正の予定を聞き取りした内容となっております。

次の3ページをお開き願います。

国が示している平成31年度税制改正に伴う限度額の改正資料ですが、中央右側の改正後の欄に記載しておりますとおり、限度額の改正は中間所得層の被保険者の負担に配慮しており、加えて、軽減判定所得も同時に見直し、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減基準額では27万5千円を28万円に、2割軽減基準額では50万円から51万円に改正する概要資料であります。

限度額の改正につきましても、国民健康保険運営協議会に協議していただき、従来どおり地方税法の改正にあわせ運営することの、最終的な答申を受けております。

また、この度、ご説明しました保険税率については、平成31年度所得が判明して、精査した段階で、只今ご説明しました率を、再度、見直しをする必要があるか、十分に検討をして進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を申し上げ説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございます。

ただいま幌延町国民健康保険税率等について、委員の皆さんの意見もありがとうございます。意見のある方は、指名受けてから発言をしてください。

(「ありません」の声あり)

また見直しがあったとき、大きな動きがあったときご説明をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成31年度幌延町国民健康保険の税率等について説明を終わります。ありがとうございます。

休憩いたします。14時40分まで休憩いたします。

(14時20分 休憩)

(14時40分 開議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

調査事項、総務財政課所管、IP告知システムの更改についてであります。説明をお願いします。

飯田総務財政課長

それでは、IP告知システムの更改につきまして報告させていただきます。

昨年の3月常任委員会でも説明させていただきましたが、IP告知システムは、平成22年度に整備を行い、約8年を経過しております。告知システムの故障が増え、安定的な運用がだんだん困難になってきています。告知端末機やサーバー等の保守期限も迫っており、システムの更改が必要になっていきますので、平成31年度において、更改事業を実施いたしたく、予算案に計上させていただいております。

新しいシステムについては、サーバーをこれまでの、自庁型からクラウド型に移行し、経費の削減と運用保守の負担軽減を図りたいと考えております。事業の詳細につきましては、総務グループ伊藤主幹よりご説明申し上げます。

伊藤総務G主幹

それでは資料の1枚目をご覧ください。

①現在のIP告知システムの状況についてご説明いたします。ただいま飯田課長から説明ありましたが、現在運用しているIP告知システム「知らせますケン」は、平成22年度に整備を行い、平成23年4月に運用を開始してから約8年を経過しております。

告知端末機は、経年劣化により、故障が増えており、保守期限についても平成31年12月末までとなっております。また、配信用サーバー、電話用のSIPサーバーもこれまで保守期限を延長して運用していましたが、平成31年3月末を以って保守期限を迎え、更なる保守延長は難しい状況であります。なお、メーカー保守期限後は、現在の保守業務受託者であるNTTが、平成31年度末までは保守をしてくれることになっております。

IP告知システムは、行政情報や防災情報の伝達手段として必要で、住民の生活にも浸透しております。今後も継続して安定的なシステムを運用するためには、次期IP告知システムへの更改が必要であります。

次に、②IP告知システムの更改内容についてですが、告知端末機を1,300台 新しいものに入れ替えます。新機種についても、これまでと同様にTV電話型を予定しております。次に、システム機器についてですが、配信用サーバーと電話用のSIPサーバーは、町で新しいものを用意するのではなく、町外にある民間のデータセンターにあるサーバーを使わせてもらう形のクラウド方式にいたします。システムクラウド化については、資料2枚目のイメージ図をご覧ください。図の上の部分クラウドのイメージで、その横のインターネット又は携帯キャリア網により、個人所有のスマートフォンにも繋がる仕組みとなります。その他、Jアラート連携サーバーや各種ネットワーク機器を入れ替えますが、これらは幌延町内の施設に設置する機器になります。イメージ図にもありましたが、新規に、個人所有のスマートフォンへの配信サービスを導入することとし、アプリケーションの利用件数は制限がないものにしたと考えております。

システムをクラウド化して、個人のスマートフォンに専用アプリケーションを入れること

で、告知端末機以外でも告知情報が視聴できるようになりますので、停電時においても、告知端末機に代わって情報入手が可能となります。

次に、③ I P告知システムの更改費用については、平成31年度予算に計上いたしますが、合計で1億7,828万8千円となります。

内訳といたしましては、告知端末機 1,300台で9,938円5千円、クラウド化にかかるシステム構築費7,307万3千円、その他、旧機器撤去費・起債事務費で583万円です。

I P告知システムの更改に当たっては、補助金はありませんが、システムをクラウド化する場合には、過疎債の対象となり、70%が交付税措置されます。なお、過疎債については、総務省が今回の更新に限り対象とすると言われております。

次に、ランニングコストですが、平成32年度から年間839万1千円となります。内訳といたしましては、保守費用231万9千円、クラウド利用料607万2千円です。現行システムの保守費用が376万3千円ですので、システム更改後は、クラウド化により、年間約460万円の増額となりますが、クラウド化しないで町にサーバーを設置した場合には、導入費用と保守費用が高額になりますし、一定期間ごとに多額のサーバー更新費用も必要となります。

最終的にはクラウド化した方が、経費削減と運用保守の負担低減が図られます。

資料の2枚目をご覧ください。

④今後のI P告知システム更改のスケジュール等についてですが、契約事務といたしましては、平成31年5月末までに仮契約を済ませ、6月議会定例会に議案を提出したいと考えております。業務期間については、8、9ヵ月程度を見込んでおり、平成31年度中に完了となります。なお、更改作業の期間中においても、旧機種・新機種どちらも使用できることを条件に入りたいと考えております。

住民への周知といたしましては、告知端末機の入替作業への協力と新機種について、町広報誌等により周知いたします。

告知端末機の操作方法についても、住民説明会を幌延と問寒別で開催を考えております。説明は以上となります。

齋賀委員長

ありがとうございました。只今のI P告知システムの更改について、委員皆さんから意見ありませんか。

吉原委員

前からお話あったI P端末で議会の様子を写そうという話もあったんだけど、なかなかシステム上でできないという話あった。今回のやつ、その件はどうなんでしょうね。

飯田総務財政課長

今のシステムと大体同規模の同性能のものになりますので、今の現状、31年度予算で提案するものについては、議会中継は、できない状態です。

もし議会のほうで中継をするというふうになりましたら、ちょっと別なサーバーが必要になると言われております。

サーバーだけでは、議会の中継っていうのは流せないかなと思います。サーバーにのせるにしても、20分から30分程度のもので、ある程度、画素数が粗いもので編集の作業をま

ずしていただかなければならないと思います。議員さんたちが、20分から30分程度のものに編集をしたものができて初めて告知端末にサーバーに載せて町民の方が見られるという形になりますので、そこら辺の体制が整って、それでやりたいということになりましたら、そこをちょっとまた町長とも議会の皆さんとも御相談になるのかなと思います。

西澤委員

このサーバークラウド化するというところなんですけれど、もこの会社名っていうのはどこになるんでしょう。

飯田総務財政課長

また業者決まっておりますので、5まではっきりしてないんですけども、前回も一応情報通信機器設備整備事業のプロポーザルしてますので、今回の今のところもそのような方法でやりたいというふうに考えています。それ決まった業者が、どこにデータセンターを置くかっていうことで、多分、ある業者の提案では、自分のとこでなくて、そういうデータセンターをやっている会社のところに置きたいっていう話は聞いてございますが、まだ業者決まっておりますので、今は何とも言えません。

西澤委員

そういうふうになるとは思うので、例えば石狩にデータセンターがあったとなれば（聞き取り不能）そういうところが業者が空けて、そういうところに流すんでしょうけど、例えばNTTさんだったら、ここに流しますよっていうところのプロポーザルの話まで出たうえでの決定になるんですよ。

飯田総務財政課長

西澤委員が、今おっしゃられたのは、どこにデータセンターを置かれるかっていうか、どこの会社っていうことですか。

そこまでは、ちょっとまだ確認をしてなかったんですが、ただ、仮に聞けたにしても、場所までは、通常余りセキュリティ上は教えていただけないのかなあと、会社程度でしたら決まった段階で教えてもらえるとは思いますが。

西澤委員

そこに加味するのは、結局、何かあれば受けた会社になりますけども、その管理状態ということもありますので、そこはきちんと情報提供なり何なりしてもらったほうが、今後のためになるのでいいかと思えます。

あともう1点なんですけども、9月議会で、防災について話があった情報伝達のあり方というところで、停電になっても、今度の告知端末システムでは、使えるようになりますというところが、このスマートフォンに専用アプリを入れてというところだというふうに思います。

こういうふうになれば、情報の確かに伝達スマートフォン持ってる方はもう情報伝達できる受け手としてはなるんでしょうけど、いつのときも言われますけど、ひとり暮らしだったり、高齢者だったりっていうところの方もいらっしゃいますので、その辺、情報をどのようにうまく伝えていくのかっていうのは、その議会でも、話になりましたけども、町内会単位で、その情報弱者の方にどう伝達していくのかっていうところは、やっぱり、結局、課題は残っているので、その辺を今後どうしていくのかっていうところの話は、9月から、今、2月末ですけども、その辺の話は詰まっているでしょうか。

飯田総務財政課長

まだ正式に決定というわけでないんですけど、理事者とかともお話をしてるんですけども、今の防災無線は、アナログ電波ですので、それをデジタル化していかなければならなくなりますので、稚内ですとか島の方なんかでも、最近あちこちの町もそうなんですが、戸別受信機を置くような流れが主流になってきてますので、そうなった場合、告知システムとは別に、戸別受信機を全世帯に配布できればいいなと思いますが、ただそれもお金の絡みがありますので、そこら辺を例えば、市街地以外のところとかあと高齢者のところに絞るのか、全世帯に配布するのか、そこいらへんは、ちょっとこれからの検討課題なんですけど、防災無線をデジタル化するときには、そういう戸別受信機の配付をしていかないとならないのかなというふうに考えています。そうしますと、今、大体、電池式が主流になってますんで、そうなりますと停電でも対応はできますので、皆さんにある程度、情報が伝わるのかなと考えています。

西澤委員

そういう今の課長のお話だと、確かにそういうふうになればいいなというふうに思います。

あと最後確認なんですけれども、停電の時にも、スマートフォンアプリで情報がとれるところなんですけれども、役場の体制として、情報発信する側として、発電機の容量とか、配線とかで使える場所が限られていたというところがありますので、その辺は総務のところ電源を持っていたので大丈夫なんでしょうけど、その確認です。停電でも情報発信ができないと情報は受け取れないので、その辺は大丈夫でしょうか。

飯田総務財政課長

その辺は大丈夫でございます。

以前でしたら、クラウドになってませんでしたので、今、インターネット環境になってきますと、今度、Wi-Fiがつながってましたら、それをインターネット経由で情報の更新とかっていうのができて、それから皆さんスマートフォン流せるっていう、そういう仕組みになりますので、その辺は大丈夫だと考えています。発電機も3月下旬までに、また、さらに台数を増やして増強してますので、事務所も、ある程度、下のほうはカバーできるようになるのかなと思います。全部の機械ではないですけど、9月のときよりは、大分、発電機の容量が増えるような形になりますので。

鷲見委員

単純なやつから聞きたいんですけど、IP電話、端末ね、これ今新しく1300台増やす変えるっちゃうんだけど、要するに、今と同じ大きさ。画面。ちゃんともう少し大きくなるのか、僕は大きいほうがいいと思うんだけど。やっぱり見にくいんだよね。年とともに大きな字でないと見えなくなってくるしさ。だから、でかいやつに変えられないのかなということ、それから先ほど言ったそのインターネットのスマートフォンとの情報共有ができるっていうんだけど、これは、アプリだけじゃなくて、その契約しないとだめなのか。具体的に、要するに、いければ、ちゃんと出てくるのかその辺がちょっと良く分からない。

伊藤総務グループ主幹

携帯のアプリのほうは、無料で制限なく、ダウンロード落とせるということで使用できます。アプリ落とさなくても、そのサイトのほうに入っていけば、見ることはできるんですけど、アプリを携帯のほうに入れますと、情報自体は流れてこないんですけど、こういう情

報がありますよみたいお知らせみたいなものが出ます。それで、見に行くというような形です。世帯制限なしで考えております。幌延町外からでも、クラウドのほうなんで大丈夫です。
飯田総務財政課長

画面なんですけど、何社か来てるんですけど、今のと同じぐらいの大きさのがメインです。あとそれではなかったら、タブレット型っていうものになってしまうんですね。そうなりますと、電話をする場合に、なかなか使いにくいタッチパネルみたいな形になってしまうものですから。そうなりますと、やはり高齢者の方ですとなかなかないというのと、画面をしょっちゅう押していますと、そちらの故障しやすいので。メンテナンスとか高齢者から子どもまで使いやすいってなると、やはり、画面は今と同じぐらいの大きさになってしまうと思うんですけど、皆さんの使い勝手からいくと、こちらのほうがいいのかと考えています。テレビ電話型にしたいというふうに考えています。

吉原委員

このIP端末、最初に入れたとき、福島県の行って見てきましたよね。その時に独居老人の管理ということで、血圧計だとか何か端末にセットしておいて、全部、YOUYOUに行くようになっていました。福島県ではね。そして異常を感知するというををしていたんだけど、今でもそれをやってるかどうかわかりませんが、そういう方法も今まであったんですけど、今回はそれどう扱うのか。そういうことはしないのか全くしないでやるのか、また取り入れていくやろうとしているのか。それともう一つは、京極だったかな。どっかでは、町の人たち、いわゆる商店の人たちの宣伝、いわゆる商品のPRするのに使わせていた。そういうこととすることによって、タダでもいいんだと思うけど、タダでなく少しくださいよっていうことになれば、維持管理費も若干、助かるのかなと思ったりするんですけど、その辺の考え方はないんですか。

飯田総務財政課長

独居老人の血圧の関係なんですけれども、ちょっと私もよくそこら辺の経緯がわからないんですけど、今現在、それらのことは、構想の中には入ってございません。今後、もし、そういう必要になった場合に、それができるかどうかはちょっと何とも言えないところですけど、保健センターのほうからも特段そういうことをしてほしいという要請もございませんので、今のシステムの中では、特に考えてはおりません。

あと町の商店のほうなんですけど、町の商店のほうについても、たしか初めのころ商工会にも端末とかどうですかって話をしたっていうふうに私はちょっと記憶あるんですけど、私が直接やったわけじゃないんですけど、誰がそこら辺の放送するんだとか、放送する内容によってどうなんだとか、いろいろあって、なかなかそこら辺の話がまとまらなかったというふうには聞いてございます。

それで、今、吉原委員が言われた、例えば、広告料って言ったらおかしいですけど、とか手数料とかっていう、そういう手もあるのかもしれませんが、そうなりますとちょっと一種の営利行為になってしまいますので、そうなりますと起債の目的からいくとちょっとどうなんだっていうふうに言われかねない部分が出てくるのかなとは思っています。今、例えば求人程度はそれほど営利とまでは、一つの営業行為になってしまうかもしれませんが、そのこと自体が直接的にはつながってこないし、地域の職場、就労人口の確保という部分もありますので、そこら辺では、いいのかと思っただけで現在はやってございますが、商工会につ

いては、特に、そういうことまではっていうのは、商工会のほうで対応して、いただけるんですけどあれですけども、町のほうでってなると、それはちょっと違うのかなと思っています。

吉原委員

最初、IP端末できたのは、急に我々視察に行こうということで、福島に行った。その時に、たまたま小山副町長が付いて行った。そしたら、良い事やっていた。帰ってきたらすぐに補助金がつくということで、始まった。そして、短期間のうちについてしまったものだから、町民の人達いろんな話しても理解できなかったんだと思うんだよね。だから、再度どうですかと、こういうふうにして独居老人の孤独死をさせないためにも、こういうこといいんでないというようなことを言ってもいいんじゃないかなと考えている。

飯田総務財政課長

関係ある部署とちょっと相談しまして、どのようなことができるのかできないのか、そこら辺、検討させてください。

植村委員

このシステムだと行政サイドからの発信はできるけどね、町民からの、発信というのはできないんですか。例えば、タッチパネル等々。今は電話がありますから、電話でのやりとりができると思うんですけど、タッチパネルで、はいといいえとかっていう部分の応答っていうのはできないんでしょうか。今言った吉原委員が言うような、個人の血圧だとか体温だとかの管理をするということは要するに、町民のほうからの発信ですよ。そういうシステムになってないんでしょうか。

飯田総務財政課長

最近あまり利用されてないですけど、例えば、以前に新年恒例会に参加しませんかということをやっていたんですけど、その機能は、新しいのもつく予定です。ですから、こちらのほうから投げて、相手の返事が返ってくるっていうそういうイエスとかはいだとかっていうことで選んでの情報が返ってくることはあります。

ただですね、ものによってなんですけど、最近、新年恒例会でそれをやってないっていうのは、結構、子どもが押しちゃうんですね。そういう問題もちよっとあって、使いにくい部分のところはございます。

植村委員

機能的には、そういったことをサービスをしようと思ったらできる機能ということですね。

あと、先ほどのスマートフォンですけども、アプリでつなげるということで、これは、良い機能だなというふうに思っているんですけど、これは当然アプリですから、1件の家に、今の時代、大人も子どもも含めて、1台ずつスマートフォン持ってる様な時代なんで、それはもう、全員がそれぞれ使えるといういでしょ。それとあわせて、今までだと、この本機は一家1台というふうなことなんですけど、その部分というのは、変わりなく一軒に1台ということなんでしょうか。

伊藤総務G主幹

告知端末機自体は、今までと同じようなテレビ電話型のやつを1世帯につき1台、今までどおり入れ替えていきたい。携帯のほうについては、制限がないので、世帯の方、入れたい方が皆さん入れてもらえるという仕組みです。5人の世帯であれば、5人全員入れても大丈夫

夫です。携帯のほうにアプリを入れるに当たって、そのQRコードっていうものを、例えば広報紙とかに載せておいて、そこから落としやすくするために、広報誌だとかにも載せていきたいなどは考えております。

植村委員

アプリで携帯に取り込むという、今言ったような形でやるということだけど、そしたら、家に告知端末機いらないうわとアプリ操作したら、直接、情報が受け入れるだから、そういうのいらないうわという話にはならないんですかどうなんですか。

飯田総務財政課長

中には、いらっしゃるかもしれませんですね。

実はですね、先ほど伊藤主幹の最初の説明のときに過疎債が今回限りだと。次回はありませぬよっていうそういう総務省のお話が出てるんですね。その時、今度、過疎債がないって言ったときに、同じように機器の更新ができるのかっていう話になってきます。クラウドサーバーですと、ずっと引き続き毎年同じような保守とクラウド利用料を払っていけば良いのですが、告知端末機をまた新たにに入れ替えるのかってなると、まるっきり一般財源でやるのかとなりますと、これは正直財政的負担が大きくて、いつまでも、このようなことができないのかなっていうふうには思っています。そうなりますと、これだけ皆さんにスマホが普及してきましたので、将来的には、できれば皆さんのほうに情報を流して、告知端末機の台数は極力減らせればいいのかっていうふうには、まだ私の個人的な考えですけど、そうしなければ、恐らく、ずっとサービスは続けていけないのかなというふうに思っております。

無量谷委員

クラウド化されると幌延の庁舎からクラウドまでの間の区間は、光ファイバーかなという感じはするんですけども、災害の絡みもあって、無線の継続ということにはならないのかなということと、無線で、クラウド基地まで飛ばせるのかなっていうのを一つ聞きたいのと。

あと、端末機の導入に当たって、以前は一家に1台っていう形だったんだけど、2世帯住宅となれば、いや、どっちかに入ってたけど、どっちかは全然そういう情報が全くわかりませんっていう感じで、出席どうのこうのあってもそういうような情報が出せない。発信できない返せないというような形で、農家あたりの2世帯住宅には、2台入るような形がいいんでないのかなという感じはするんですよ。

それと防災絡みで、別な防災連絡網って感じで、無線化するような形で言っていたんですけど、スマートフォンの中継基地なり何なりも、ある程度、バッテリーを使用して、何時間かは最低もつよというようなバッテリー補充するような形で、せめて1日あれば、結構、情報網がはっきりするのかなという感じはするんだけど、災害に対しては、そういう配慮はなされるのかなと感じがするんだけど、その辺の検討をする余地があるのかなと。

飯田総務財政課長

今のこの図面のところで、クラウドと自治体の間の光回線が断線したら使えないんじゃないかっていうことでよろしかったですか。先ほど申し上げましたように、無線の例えば、無線Wi-Fiを経由して、インターネットつなげて情報の更新はできますので、クラウドのほうも情報の内容を更新して新たな配信情報を流してもらうときは、告知端末機には流れませんが、スマートフォンのほうには流れるっていうような仕組みになります。仮に線が切れてもそういう形でつながれるという状態にはなります。

バッテリーのお話だったかと思うんですけど、バッテリーについて、いろいろ聞いてみたんですけど、2時間もって3時間ぐらいかかっていう話なんですよ。設置してもですね。これは、告知端末機だけの問題でなくて、今度、幌延の中継局っていうんですか、幌延センターと問寒別センターっていう中継局みたいなものがあるんですけど、そのところにも、バッテリーがあるわけなんですけど、こちらについても、もって3時間程度ぐらいだなんていう話でなかなか厳しい状況ですので、そうなりますと、やはりそのスマートフォンっていうものを皆さんになるべくアプリをいれていただいて、告知端末の情報が見れるようにしていただけたらと思ってございます。

一家に1台っていうお話ですが、今スマートフォンのアプリっていうのは、町民、町民以外の方もそうですけど、スマートフォン持ってましたら、それで、告知端末情報が見れるようになりますので、それらの情報を見るようにしていただければ、一家に1台でも十分でも充分対応できるのかなというふうには、考えてございます。

告知端末の電話機能は使えませんですけど、情報を見るんでしたらスマートフォンでも見れるようになりますので、そちらのほう利用していただければ、台数は1台でもなんとか皆さん対応していただけるのかなというふうに考えております。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは以上で、IP告知システムの更改についてと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(15時15分 休憩)

(15時18分 開議)

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

建設管理課所管、名林公園等の樹木診断結果について、報告をお願いします。

島田建設管理課長

名林公園樹木診断については、平成30年6月6日の常任委員会において、道立総合研究機構林業試験場による樹木診断を行う旨のご説明をさせていただき、進めてまいりました。林業試験場の方々も職務多忙の傍ら木の診断を行っていただき、また、お配りしている「樹木診断結果カルテ」も作成していただいたことから、結果について、少し時間を要したところであります。

今回、調査した樹木診断結果の内容並びに今後の方向性について、担当の多田係長よりご説明させていただきます。

多田公園住宅係長

それでは、私から、名林公園等の樹木診断結果について、説明させていただきます。

昨年7月24日から26日の3日間にかけて北海道立林業試験場により名林公園をはじめ、生活道路の樹木診断を行ったところであり、その結果が示されました。

お手元の樹木診断結果カルテをご覧ください。

カルテには、ページを振っておりますので、まず1ページ目をお開きください。

カルテの左上に表記されている個体番号でございますが、道1というように道と付されていますのが、名林公園横の町道4条線、生活道路沿いの樹木です。道1から道20までの2

0本です。ページでは1ページから10ページになります。

次に、11ページから最後の41ページには、個体番号AからGまでの7本、そして1から55までの合わせて62本が名林公園内の樹木でございます。カルテは、名林公園、生活道路を合わせて82本の樹木1本1本を診断した結果となっております。

写真の右には、測定高、幹の外周がそれぞれ記され、その下に樹木腐朽診断装置の結果という欄がございます。その中にパラメーター①から③までの各数値が表示されていますが、その各数値を受けて総合評価が下されています。総合評価は、○・△・×で評価され、○が健全で、内部欠陥が無いと診断され健康な状態の樹木です。△が要経過観察で、やや内部の欠陥は認められたものの、早急な措置は必要なく、定期的な診断を続けて行くことが望ましいと診断された樹木です。その中には、支柱等による補強の検討を進める必要があると診断された樹木もございます。×は要精密検査の樹木で、内部に欠陥があり、内部腐朽している可能性が高く、伐採の検討を進める必要があると診断された樹木です。

また、今申し上げた○・△・×のほかに、××とー（測定不能）があります。××が危険な状態で、内部にかなりの欠陥があり、内部腐朽している可能性が高く、伐採が必要であると診断された樹木です。

ーについては、盤根が発達しすぎていることや測定装置による共振ピークが検出できなかったことにより測定不能となった樹木でございます。以上、総合評価は○・△・×・××、測定不能のーの5つで構成されております。

その内訳を申しますと、健全の○が21本。要経過観察の△が33本。要精密検査の×が19本。危険な状態の××が3本。測定不能のーが6本となっております。なお、カルテにはそれぞれ総合判断として、各樹木に対する今後の対応等のコメントが記されております。

お手元にお配りしておりますA4 2枚のもの地方独立行政法人北海道立総合研究機構林業試験場による名林公園の樹木診断結果についてであります。その2枚目に今後の対応として、まとめさせていただいております。その要旨を申します。診断した林業試験場のお話では、名林公園は土壌環境が良いため樹木には十分な栄養が行き届いてはいるものの、公園内の樹木すべてが均一に育っている訳ではなく、不均一という見解でありました。不均一とは、どこかの部分が枯れていたり、或いはどこかの部分が腐って柔らかくなって、均一に育っていない状態であります。その原因としましては、樹木が成長する過程において、何らかの理由で樹皮に傷を受け、そこを樹木自らが修復しようと周囲の組織は成長したものの、結果、内部が乾燥し、枯れてしまったり、傷から菌が浸入し組織が破壊され、腐っていくなどが考えられます。樹木の中には、外見上は健康そうに見えても、木の殆どが乾燥しきっていて、ただ土に刺さっているような危険な状態の樹木も見受けられています。名林公園内の樹木の殆どが、人間でいう高齢のものが多く、外部から何らかの力が加わることにより、倒れる可能性が高いと考えられます。自然界においては、これら弱っている樹木は、自然の力が加わることにより、倒れ、腐り、そして土に還るというリサイクルが行われておりますが、名林公園のように街中に存在し、周辺には道路や建物があり、且つ、町民の憩いの場であるという環境下では、倒れた場合、想定外の事態が起り得る危険性を秘めております。公園内を散策する方々や小学校の課外授業の一環として利用されていること、また、公園外周の道路は幌延小・中学校、それぞれの通学路指定となっているなど、万が一の事態には甚大な事故は免れず、公園管理者である町への損害賠償責任も計り知れないと想定されるところで

あります。また、名林公園西側にあります生活道路の植栽枡にある樹木につきましても、除雪などで樹皮に傷が入るなどして、幹の内部が乾燥や腐っているものもあり、それらについても同様のことが想定されます。

なお、生活道路と名林公園遊歩道の間にはそびえるシンボルツリーにつきましても、樹齢400年以上という名林公園を代表する巨木ですが、大きくなればなるほど、その危険度は増してまいります。

今回の診断結果では、要経過観察ではありましたが、周囲に与える影響を考えると、伐採あるいは支柱等の補強をし、倒木の危険性を防ぐ方法を早急に検討しなければならないと考えるところであります。

今後は、それら想定される危険性を未然に防ぐためにも、定期的な樹木診断を続け、樹木の健康状態を管理するとともに、今回の診断結果から健全や要経過観察、いわゆる○と△につきましても、定期的な診断を継続して行い、要精密検査である×は、被害をもたらす可能性が示唆されるものは伐採に向けた検討を進め、それ以外の樹木は人工的な補強を施しながら管理していき、また危険な状態の樹木、いわゆるカルテの××として診断された樹木については、早急に伐採する方向で検討を進める必要があると考えるところであります。

将来にわたり貴重な町の財産として残していかなければならない名林公園の樹木でありますので、伐採処理をした後には、次の世代となる新たな種を植え、公園全体の環境整備を進めていくことを提案する内容となっております。

町としましては、今後、今回の診断結果を基に、広く町民にパブリックコメント等の手法を用い、意見を頂戴しながら方向性を検討したいと考えております。以上、名林公園等の樹木診断結果についての説明を終わらせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの樹木診断結果について、まだ樹木診断結果カルテ等について、皆さんの意見を伺います。意見のある方は、挙手をお願いします。

西澤委員

この、2枚目の今後の対応などについて、というところのこの文書は、脇田農学博士ほかの総合研究機構林業試験場の方の意見ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

その上で、町の対応としては、今、パブリックコメント等というお話がありますけれども、31年度予算の中には、この名林公園の整備についての予算は入っていないのでしょうか。
多田公園住宅係長

31年度予算としましては、まだ方向性が決まっていない以上、予算づけがまだしてないところです。林業試験場さんの今後の経過措置として、○だった樹木につきましても、経過観察をする上で、それらの旅費については、予算措置を要求しているところです。

齋賀委員長

ほかに、委員の皆さん意見ありませんか。

無量谷委員

これは、まだまだ見ないと、実際の木を見ないと、検討つかないところあるんですけど、これ、診断が出たからすぐに伐採するという意思はないとは思いますが、やはり、ある

程度、できるだけ名林公園の樹木は、保存するような形でいったほうがいいんじゃないかなという感じはするんですけど。やり方でも、やはり、この診断で直せるところは直して、ある程度、延命措置をするというような考えはないかなという感じするんですよね。ですから、ある程度、要注意あるいは本当に伐採しなきゃならんと言われても、延命処置は必要でないのかなという感じはするんですけど。まったくするなというわけではないんですけど。

島田建設管理課長

以前の常任委員会でも、無量谷委員からそういうようなご意見があったのかなと記憶しています。そういうのも踏まえて、林業試験場の方に、まず、目視で診断していただいて、この木はちょっと危険だなと葉の状況だとか枝の状況を見て、この木は危険だなんていう木に対して、今回、装置を用いて、診断していただいた結果が皆さんにお配りした診断結果カルテになります。

確かに、そういうようなお話も以前の常任委員会でもありましたけれども、林業試験場の方といろいろ話を進めていく中で、国立公園内で以前、木が倒れて人が亡くなったというようなことがあったそうです。国に対して、多大な損害賠償を求められたっていう過去の経緯がある。樹木診断医ですとか、この林業試験場の方々もそうなんですけれども、木の健康状態を調べるのが仕事であって、何か物理的なものの力が加わったことにより、その木が倒れる倒れないってところまでは診断はできないということなんですね。実際に江別でも、江別の道路上にある木を樹木医さんに1本当たり数万円というお金をかけてやってもらったそうです。その年に台風によって木が全部倒れて、その木によって車にが漬れたとか、そういうようなことがあったということをお話ししておりました。

先ほど、多田係長のほうからも説明があったんですけど、特定多数の人間並びにスクールゾーンでもあるということですから、今回、この診断結果をもって、結果、×ですとか××というようなものについては、できれば、もちろん町民の方にパブリックコメント等でお示しするんですけども、それに対してのご意見もあるのかはわかりませんが、伐採に向けた処理がいいのかなというふうには考えております。

△については、今後、経過措置ということと、何か支柱等で補強をする必要があるという木もありましたけれども、そういう方向で進めていったほうがいいのかなど。

我々、担当課のほうで、名林公園のほう毎日見て回るっていうことも必要だとは思いますが、見ている、何かの力が加わったときに、その木が倒れて何か起きたときにはもう遅いので、そういうことも踏まえて、今後検討していきたいなというふうに思っています。

西澤委員

島田課長の説明と多田係長からの説明もありましたけれども、ここにあるように、公園内の散策する町民それから小中学校の課外授業などで利用されてるということで、山ではないので、生活に隣接する公園内ですので、やっぱり危険なものは危険として、その認識をして、安全な対策をとってほしいというふうに思いますので、その辺も町民に対するパブリックコメントも検討しながらですね、きちんとした対応をとっていただきたいというふうに思います。

斎賀委員長

ほかに委員からありますか。

(「ありません」の声あり)

以上をもちまして、名林公園等の樹木診断結果については、閉じたいと思います。

また、パブリックコメント等を今後またよろしくお願いします。

それでは、続けて会議を行います。建設管理課所管 下平橋の橋梁点検結果についての報告をお願いします。

島田建設管理課長

平成30年度に行いました市町村橋梁委託業務が完了し、雄興1号線にかかる下平橋について、橋梁点検結果が出ましたので、点検結果の詳細について、植村技術長よりご説明させていただきます。

植村建設管理課技術長

それでは、橋梁点検委託業務診断結果について、ご説明させていただきます。

平成30年度市町村橋梁点検委託業務の内、下平橋の診断結果を報告させていただきます。委託先の北海道技術センターから、平成30年度の橋梁点検診断結果の精査ができ上がったことから、平成31年2月18日に診断結果の報告を受けました。

橋梁の健全性診断の評価は、昨年実施した概略点検調査業務と同じく、判定区分4段階のうち、Ⅲ判定と評価されておりました。Ⅲの判定とは、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に処置を講ずる状態をあらわしております。下平橋の診断所見としては、下部工にひび割れ、剥離、遊離石灰が見られ、道路橋の機能に支障が生じる可能性があるため、断面補修等を早期に処置を講ずるべき状態であると指摘されております。

次に、各部位及び部材の損傷状況を説明いたします。別紙の点検結果概要表の写真等が、ある資料なんですが、これを参考にちょっと説明させていただきます。上部工として、写真の③④⑨これらを御参照ください。

上部工は、主桁は鋼製で全体的に防食機能の劣化がやや進行している状態で、要因としては、塗装の経年劣化による損傷と推定されることから、鋼材腐食の進行を止めるためには、塗装塗り替えが望ましいと言われております。

次に、下部工ですが、写真の⑥、⑪をごらんください。

鏡台、橋脚に局部的にうき・剥離・鉄筋の露出が見受けられ、特に、橋脚部のコンクリートが土砂化している状況が確認されております。これの要因としては、温度変化、乾燥収縮による影響で、損傷の促進を止めるためには、早期に断面修復等を実施することが望ましいと指摘されております。

次に支承工になりますが、⑦番の写真を参照ください。

支承としては、アンカーボルトの緩みが確認されております。これの要因としては、走行通過による振動の影響として推測されております。損傷の促進をとめるためには、ボルトの増し締め等を、実施することが望ましいと指摘されました。

次に伸縮装置なんですが、点検結果概要表の⑧の写真を参照してください。

伸縮装置は全体的に土砂詰まりが見受けられております。要因としては、経年劣化による損傷と推定され、伸縮継手の交換をすることが望ましいとこのように指摘されております。

次に、⑤、⑬の写真をご覧ください。

その他の部材でこれらについては損傷が軽微なことから、次回点検までの経過観察するというふうに、指示されております。

これで以上が平成30年度下平橋橋梁点検委託業務の診断結果報告とさせていただきます。
齋賀委員長

ありがとうございます。ただいまの下平橋の点検結果について、委員の皆さん、意見がありましたら発言をお願いします。

吉原委員

ということは、これこのまんま、修理だけすれば、なんぼかこれから何年かまた使えると理解してよろしいんですか。

植村建設管理課技術長

とりあえず町の方針としてはですね、今現在、写真のほうでもありますが、損傷度のⅢというところ、これちょっと付随するところもあるんですが、それらをまず早急に修復していったほうがいいのかなどというふうには考えてはおります。

吉原委員

前に話があったように、架け替とかここの道路を止めてしまう封鎖するというような話はないということで良いですか。

植村建設管理課技術長

今現在としては架け替えはちょっと考えてはおりませんが、住民もいるし、ほかの方も通行する、そこにある以上、とりあえずは全部が全部ではなくて、とりあえず、今Ⅲなっておりますので、そのⅢを解消するために、その1番悪い部材のほうか補修していこうかなというふうには考えているところですね。

西沢委員

診断で総合的にⅢという判定なんですけど、確かこれはⅢが出ると、5年後にもう一度診断をしてという話でよかったんですか。

その確認をお願いいたします。

植村建設管理課技術長

今年が平成30年度ですから、来年から5年後に、今、Ⅲなんですけど、それより進行しなければいいということですね。

西沢委員

ということは、来年から5年後もⅢであれば、進行していなければ、その5年5年周期で橋は今の状態で、そのまま使用していいですよということの理解でよろしですか。

植村建設管理課技術長

ほかの部分で、例えば、それがⅢになったよ、今度Ⅳだったよとなったら、今度は通行止になっちゃう可能性はありますが、あくまでも、今現在Ⅲを直して、Ⅱ、Ⅰに下がった、元に戻ったよとかっていうふうになれば、それらを維持していけば、とりあえずは、通行止とかっていうことにはならないという考えです。

植村委員

Ⅲで修理する部分でいうのが出てくるんだと思うんですけど、これやるんやるときに、一時通行規制とかっていうことはないんでしょうか。橋の通行を可能にしたまま、修理修繕できるということでしょうか。

植村建設管理課技術長

補修については、まだちょっと先なんですけれども、その時に工事にかかるときの通行状

況においてはですね、資材の搬入だとかそういった面がありますので、片側交互通行もできませんので、資材の搬入時あるいは撤去時それらにおいては、何日かの通行止めこれは、各関係機関とか地先それらの予定ですね、それらと打ち合わせをしながらやっていきたいというふうには考えております。

植村委員

この判定の中の図面の中で写真の中で、支柱の下部の図面というのはいないんですけれども、その部分というのは、橋梁のあれとは、また別だっていうないんでしょうか。

植村建設管理課技術長

下部って全体の下部、橋脚だとかその全体ですね。

とりあえず今回は、例えば、⑩⑥ですね、これらがもう劣化してコンクリートが剥離し、土砂化してると。これが1番危険だよということで、重点的にここを写真で載せてるだけなんで、写真自体はいっぱいありますが、ちょっと1枚でおさまりきらなかったの、これだけに納めさせてもらいました。

吉原委員

いや、これ架設年を見ると、1919年になっていて、ちょうど、今年で100年経っているけど、橋っていったいどれくらいもつの。コンクリートも100年くらいしかもたないんじゃないかって言われている時代に、これ、判例はⅢであろうが、危険な状況になってきている。早急に何とか考えなきゃならないという事態に来ているんじゃないかと思うんだけど、将来的に、これどう考えているの。

野々村町長

まだ地域住民の方に説明してございません。

議員の皆さんに先にこの報告、ついこの間でき上がったばかりで、まだ湯気が立ってますので、議員の皆さんにご報告をまずしてから、地元の方にこの説明に行くということにしてございます。

地元の意向もございませぬけれども、とりあえず、町としてはⅢということ自体の橋は、あちらこちらにあるということで、それ自体はきちんと補修をしながら通ってもらってっていうのも現実のところでもありますから、今の段階でいけば、そこはⅢの1番危険なカ所から修理して、5年ずつ点検をしながら、危険度合いのないように、維持をしていこうかなという方針ではあります。ただ、地先の住民の方々が、今後どのように考えておられるかも含めて、何十年もしたら持つのかっていうと、これは50年もしたら150年ももつのかって言われても、いやそこは大丈夫ですねと私は言えるような話でもないの、だから5年5年の点検だと思うんですけども、我々が今考えてること自体では、早急に通行止めという措置だけは、まぬがれⅢになったということで、安全をきちんと確保するために、Ⅲの部分から直していきながら、通行に支障のないようにしていきたいというふうな考え方です。

斎賀委員長

ほかにありません。

(「ありません」の声あり)

それでは、この後、地域住民のところに説明していくということで、またよろしくお願ひしたいと思います。

これで建設管理課所管終わります。建設管理課はこれで、閉じたいと思います。

それでは、先ほど保留となっていた教育委員会の件についての説明がありますので受けたいと思います。

伊藤教育次長

貴重なお時間を申しわけございません。

先ほどの無量谷委員の御質問の中で、小上がりの部分、そそれからストーブの関係ということで、ご意見出てまして、その件なんですけれども、まず、今回の改修につきましては、スキー場の管理棟ということで改修するというので、まず1番優先的なのは、トイレの水洗化と休憩室の確保、それと、今までガラス張りで断熱効果なかったの、その部分を断熱化して、維持管理費の省エネ化ということで、3点が重要な部分ということで進めてきました。

その中で、物置1と物置2につきましては、休憩室にあったものをまず広く使いたいために収納するスペース、それと、外側に共進会場の横のほうに、プレハブの物置がありまして、そこに共進会で使うようなものが収納されているのと、木造の建物を急遽スキー場になってから建てて、スキー場で使うものをその横のほうに木造の物置が建ってるんですけども、そこに置いてあるものを、プレハブのほうも木造のほうも、老朽化してるもんですから、それらのものをこの物置2のほうに収納したいということで、物置2のほうを当初、現築も考えたんですけども、現築するほうが経費がかかるということで、物置2を今トイレになってる部分をコンクリートでべた打ちして、トイレの部分塞いで、外のものをここに入れたいということで物置2に設置しました。中のもの、展示室のほうにも、テーブルとかおいてまして、それとあと休憩室のところ、共進会の看板ですとか、テーブルとパイプいすなど、あるものをこの物置1に入れたいということで、こういうことになりました。

物置1と物置2につきましては、今申しましたとおり、本当にコンクリートべた打ちですとか今ある床をちょっとはったぐらいで断熱材も入れないような施工で考えてまして、休憩室と管理人室のほうを窓の数を減らして、断熱効果を高めてってということで検討したところです。

スキー場のロッジに限って言いますと、小上がりにあがって着替えをするというようなことは、まずなくて、スキーの格好をして管理棟で、スキー靴を履き替えるというぐらいなもので、あとスキーウェアを着るにしても、テーブルとパイプいすは、冬季、常設してますので、そこで、スキー靴履き替えたり、スキーウェアを着たり脱いだりってところで、この小上がりに上がって、着替えをするというようなことも少ないということで、小上がり部分については、設置しないというようなことで考えておりました。

設計のほうとも相談したんですけども、物置は、最低一つは必要になりますので、確保したとして、今までみたいな小上がり部分で子どもたちが例えば遊ぶとか、想定する場合に、まず死角をなくさなくてはいけないっていうような施工も必要になります。今は扉なので、この扉の中でそういうことは、させられないっていうこと等もございまして、あと、広さを十分とれないので、そこで子どもたちが遊ぶとかっていうようなスペースもとれないということで、あと、経費的にも、もし小上がり部分にするとすれば、断熱効果ですとか窓を設置しなきゃいけないとかっていうことで、今のこの工事費ではちょっと無理ということでございますので、物置12という改修後の設計ということでいきたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

ストーブにつきましては、設計のほうと確認したら、今年くらいの雪ですと、1回も除雪しなくても大丈夫っていうことなんですけど、去年みたいな感じですよと、やっぱり、何回かは、除雪しなきゃいけないということは、あるかもしれないということで、状況によって、今回正面側も窓張りではなくて、壁もできますので、もし不都合であれば、そちらのほうに移設するようなことも考えられるのかなっていうことで。

傾斜については、やはり今の傾斜じゃないと、反対側には、もちろん出入り口のほうに落とせないですし、ななめで横に落とすにしても、かなりの長尺な屋根になってしまうということで、ちょっと物理的に厳しいということで、屋根の傾斜についても、現状のとおりでいきたいということで考えております。よろしくお願ひいたします。

無量谷委員

今物置が、2つあるうちに1つを解放できないっていう部分なんだけども、やはり子どもたちの遊ぶ場所のために、これをオープンにするっていう感じのドアなしの小上がりみたいな形なれば、そういうことが解消されるのではないかなあて感じがするんですけど。

それと、道路側の窓も小さくなったりするっていうことなんですけど、やはり、雪の対策で何枚かガラスを割ったよということもあるんで、ガラスの位置だって、高さだって、もっと高い位置に今度はずければいいのかとどうかその辺も確認したいんですけど。

伊藤教育次長

先ほども、ちょっと設計のほうとお話ししたんですけども、雪が今年くらいの雪だったらっていう話だったんですけども、小まめによけなくてはいけないかなと思います。雪が多ければですね。ただ、窓を高くとかって言っても、限界がありますので、窓の位置については、現状の位置ぐらいでいかざるを得ないのかなっていうことで考えております。

齋賀委員長

それでは、教育委員会に追加説明いただきました東が丘スキー場整備事業については、これで閉じたいと思います。どうもありがとうございます。

3 その他ありますか。

(「ありません」の声あり)

以上をもちまして、第1回まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。どうも御苦勞様でした。

(16時00分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 _____

以上、記録する。

主 事 満 保 希 来